

令和6年7月4日

新宿区情報公開・個人情報保護審議会資料

総合政策部区政情報課

令和5年度及び令和6年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件一覧

新宿区個人情報保護管理運営会議で令和6年2月から6月に審議した案件について、下記のとおり報告する。

記

1 個人情報保護管理運営会議における審議案件及び結果

No.	審議案件	担当課	区分	付議日	審議結果
1	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）	行政管理課、情報システム課、保健予防課	外部結合、業務委託	2月9日	承認
2	地域センター受付システムの更新に係る開発等について	各特別出張所、地域コミュニティ課	電算処理、外部結合、業務委託	2月9日	承認
3	更生指導台帳情報等の外部提供について	障害者福祉課	外部提供	2月9日	承認
4	介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター（データセンター）のクラウド化後の外部結合等について	介護保険課、障害者福祉課	外部結合、業務委託	2月9日	承認
5	児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修等について	子ども家庭課	電算処理、業務委託	2月9日	承認
6	学童クラブにおけるお弁当配送サービス業務の委託について	子ども家庭支援課	業務委託	2月9日	承認
7	多胎児家庭移動経費支援業務の委託について	健康づくり課	業務委託	2月9日	承認
8	新宿区産後ケア事業（ショートステイ型及びデイサービス型）に係る業務の委託について（情報項目の追加）	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター	業務委託	2月9日	承認
9	ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン男性予防接種事業の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修等について	保健予防課	電算処理、業務委託	2月9日	承認
10	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）	保健予防課	電算処理	2月9日	承認
11	区内ブロック塀等の点検調査業務の委託について（委託内容の変更）	建築調整課	業務委託	2月9日	承認
12	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について	教育指導課	外部提供	2月9日	承認

13	債権（新宿区立幼稚園保育料等）回収に係る督促等業務の委託について	学校運営課	業務委託	2月9日	承認
14	東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について（手続の追加）	行政管理課、情報システム課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課	外部結合、業務委託	4月15日	承認
15	新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）の利用に係る外部結合について	行政管理課、情報システム課	外部結合	4月15日	承認
16	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）	総務課	電算処理、外部結合、業務委託	4月15日	承認
17	生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業の委託等について（再委託内容の追加）	医療保険年金課	業務委託	4月15日	承認
18	「食品ロスダイアリー」モニター調査簡易レポート作成委託について	ごみ減量リサイクル課	業務委託	4月15日	承認
19	（仮称）新宿環境アクションポイントアプリシステムの開発等について	ごみ減量リサイクル課	電算処理、外部結合、業務委託、指定管理	4月15日	承認
20	ふるさと納税管理業務の委託について（委託内容の変更）	総務課	業務委託	5月24日	承認
21	新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）	総務課	電算処理、外部結合、業務委託	5月24日	承認
22	納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合等について（情報項目の追加等）	税務課	電算処理、外部結合	5月24日	承認
23	当初課税業務の委託について	税務課	業務委託	5月24日	承認
24	（仮称）催告等事務センター運營業務の委託について	税務課、医療保険年金課	業務委託	5月24日	承認
25	新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」の維持管理委託について（委託内容の変更）	地域コミュニティ課	業務委託	5月24日	承認
26	町会・自治会への掲示物配送等業務の委託について	地域コミュニティ課	業務委託	5月24日	承認
27	介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入について	介護保険課、地域包括ケア推進課	外部結合	5月24日	承認
28	子ども医療費助成制度に係る乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務の委託について	子ども家庭課	業務委託	5月24日	承認
29	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について	教育指導課	外部提供	5月24日	承認
30	L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）	区政情報課、情報システム課、税務課、子ども家庭支援課、保健予防課	外部結合	6月27日	承認
31	職員の各種健康診断に係る業務の委託について（委託内容の変更）	人材育成等担当課、教育調整課	業務委託	6月27日	承認

32	携帯トイレ等の全世帯配布事業に係る業務の委託について	危機管理課	業務委託	6月27日	承認
33	住居表示旧新・新旧対照表の電子データ化に係る業務の委託について	地域コミュニティ課	業務委託	6月27日	承認
34	住民基本台帳法等の改正の伴う戸籍の附票記載事項の送受信に係る戸籍情報システム等の外部結合等について（情報項目及び結合先の追加）	戸籍住民課	電算処理、外部結合、業務委託	6月27日	承認
35	予防接種業務等に係る外部結合等について（情報項目の追加）	保健予防課	外部結合、業務委託	6月27日	承認

※各事業に係る事項の詳細については、別紙のとおり。

2 その他

個人情報保護管理運営会議にて審議した案件については、区ホームページで公開

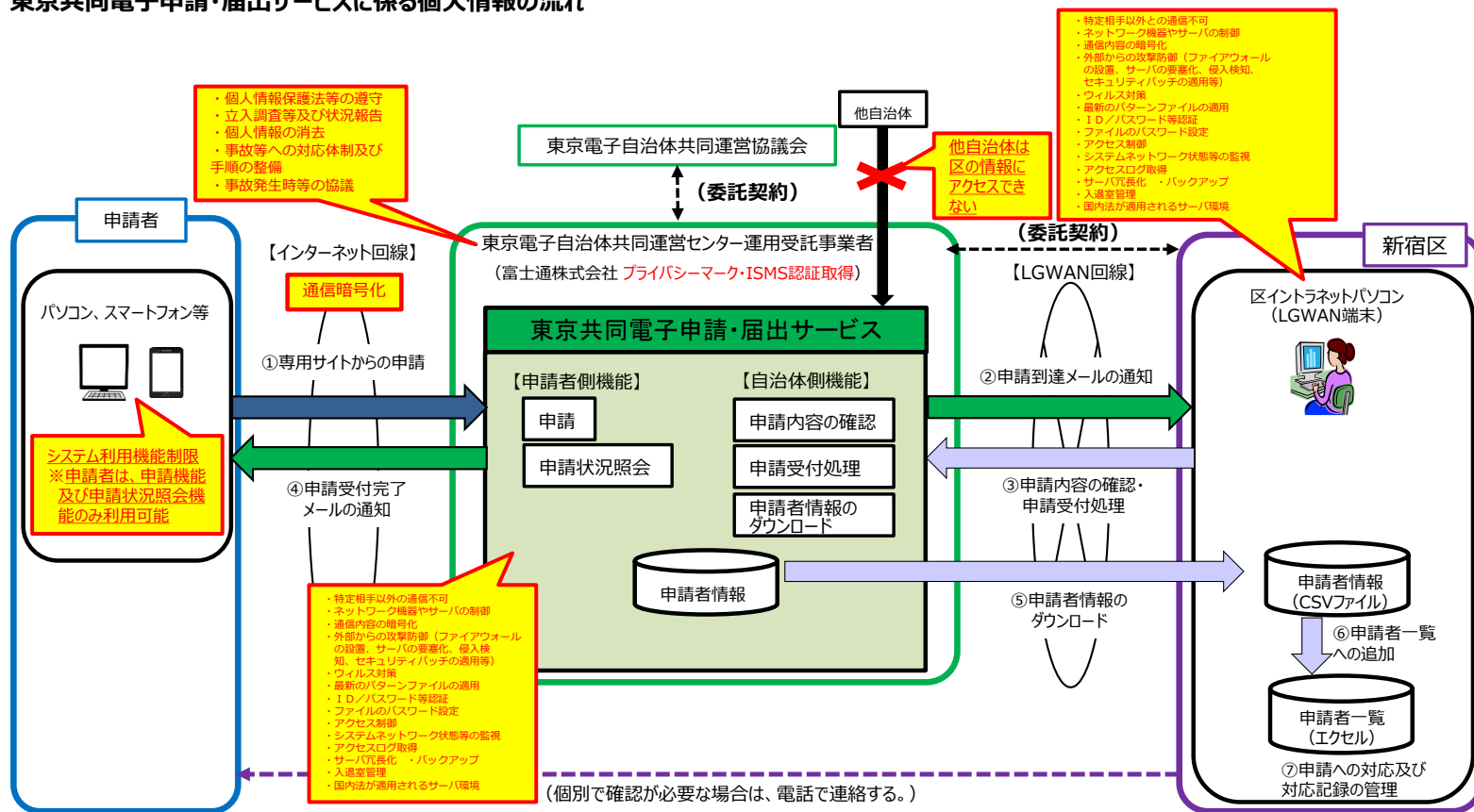
東京共同電子申請・届出サービスの利用に係る外部結合等について(手続の追加)(No.1)

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課、保健予防課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けている。 この度、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。 2 外部結合及び業務委託の付議内容 (1) 外部結合 既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。 (2) 業務委託 「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。 3 対象者 約50件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【追加手続及び情報項目】

No	手続名（登録業務名）	担当課	取扱う個人情報項目	年間 申請件数 （予定）
1	感染症の知識向上に関する啓発イベントの申し込みおよびアンケート	保健予防課	氏名、電話番号、メールアドレス、年齢、所属（学生、職種等）	約 50 件

東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ



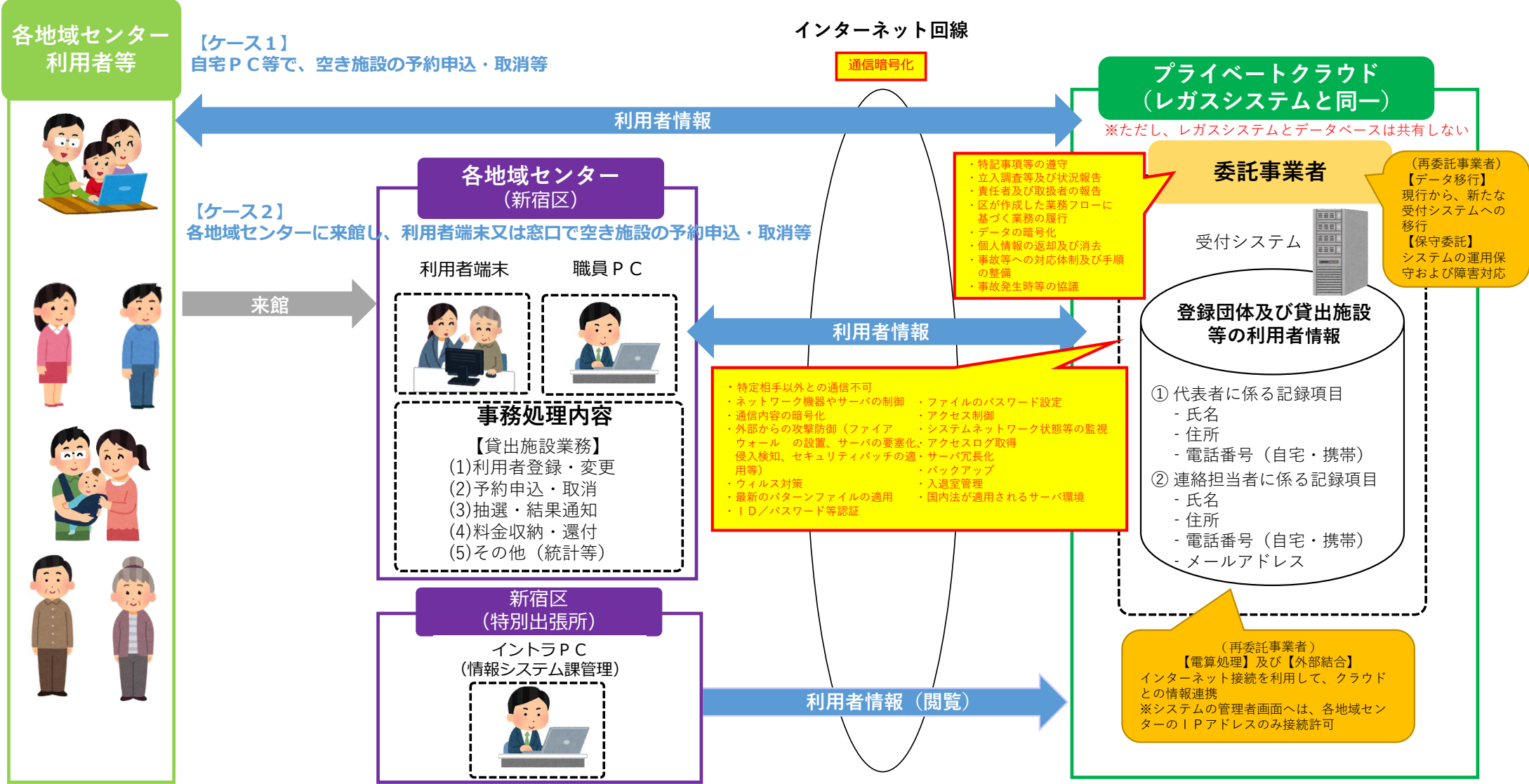
地域センター受付システムの更新に係る開発等について（No.2）

事業名	地域センター受付システム
担当課	特別出張所（保有課）及び地域コミュニティ課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	地域センター受付システム（以下「受付システム」という。）を更新し、地域センター貸出施設（以下「貸出施設」という。）の利用者（以下「利用者」という。）へのサービスの質を下げることなく、新機能により、利便性を向上させ、貸出施設の利用機会の拡大を図る。
対象者	地域センター利用者
事業内容	1 概要 現行、登録団体の情報については、公益財団法人新宿未来創造財団の総合受付システム（以下「レガスシステム」という。）と同一のサーバを利用し、地域センター受付システムを構築し、運用及び管理を行っている。（平成25年度第1回情報公開・個人情報保護審議会了承済み） レガスシステムは Internet Explorer のサポート終了の対応として、令和6年度末にシステム更新を行うことから、同一のサーバを利用する受付システムも更新する必要がある。 令和6年度末のレガスシステムの更新の決定に伴い、受付システムの今後の運用について、現行システムのカスタマイズも含め、他社等の製品についても調査を行った。調査の結果、地域振興部内で所管している施設（生涯学習館、NPO協働推進センター等）と異なる予約システムに変更することによる、利便性の低下、独自システムを管理することによる事務量が増加することなどが考えられることから、受付システムについても、レガスシステムと同様、インターネット予約の形態を維持し、システム更新を行う。 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 新たな受付システムを、委託事業者を通じて、レガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させ、既存システムからデータ移行を行う。 当該システムを用い、地域センターにおける貸出施設業務を行う。 （2）外部結合 事業者を通じて、新たな受付システムをレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させ、そこで利用者情報を保有する。 （3）業務委託 事業者を通じて、新たな受付システムをレガスシステムと同一クラウド基盤上に構築させる業務委託、及び現行システムからのデータを移行させる業務委託を行う。 また構築したシステムを、区民サービスを低下させず安定的に利用するためのシステムのサービス提供・保守にかかる業務委託を行う。

地域センター受付システムの更新に係る開発等について（No.2）

	（４）再委託 新たな受付システムは、委託先以外が開発したシステムをベースとしており、より効果的かつ効率的に業務を進めるため、当該システムの開発元に構築、データ移行及び保守を再委託する。 ３ 対象者数 登録団体：２，０８８団体（令和５年３月３１日時点） 一般利用者：５，８７２人（令和５年１１月１０日時点）
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

地域センター受付システムの更新に係る個人情報の流れ



更生指導台帳情報等の外部提供について（No.3）

事業名	身体障害者福祉法施行事務、東京都愛の手帳交付事務
担当課	障害者福祉課
区 分	外部提供
目 的	障害者手帳と個人番号の連携率を向上させるため
対象者	身体障害者手帳及び愛の手帳と個人番号の未連携者として東京都が抽出した者
事業内容	1 概要 区では、身体障害者福祉法施行事務及び東京都愛の手帳交付事務に利用するため、身体障害者更生指導台帳及び知的障害者更生指導台帳を整備している。 この度、東京都より、障害者手帳と個人番号の連携率向上のため、都内市区町村に対し、台帳の情報提供の協力依頼があった。理由としては、国は、日常生活の様々な場面においてマイナンバーカードによる利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するため準備を加速している。特に、障害者手帳と個人番号の連携は重要と認識しており、都における障害者手帳と個人番号の連携についても早期に連携を完了させることを国が求めているためである。当該事務は、身体障害者福祉法などに定める事務の遂行に必要であり、かつ障害者の諸手続きにおける利便性の向上につながることから外部提供を行う。 2 外部提供の付議内容 身体障害者手帳及び愛の手帳と個人番号の未連携者として東京都が抽出した者について、身体障害者更生指導台帳から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）及び死亡、転出等のデータを、知的障害者更生指導台帳から基本3情報（氏名、生年月日、住所）及び死亡、転出等のデータを抽出し、LGWANメールにて、都へ外部提供を行う。 3 対象者 身体障害者 約10,300名 知的障害者 約400名（令和6年1月時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

更生指導台帳情報等の外部提供の流れ

・他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。

・利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。

・提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。

(1)利用目的又は方法の制限
(2)取扱者の範囲の限定
(3)第三者への再提供の制限又は禁止
(4)消去、返却等利用後の取扱いの指定
(5)取扱状況に関する所要の報告の要求
(6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。
(7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施

・必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。

・提供する個人情報の取扱者を指定する。

・添付ファイル暗号化
・複数人が立ち合いのもと送信

新宿区（福祉部
障害者福祉課）

【区イントラP C
（情報システム課管理）】

②手帳番号をキーに、障害者福祉システムのデータと未連携データと突合

障害者福祉システム

身体障害者更生指導台帳から基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）及び死亡、他県転出（国外転出・職権消除含む）データ

知的障害者更生指導台帳から基本3情報（氏名、生年月日、住所）及び死亡、他県転出（国外転出・職権消除含む）データ

⑦住所変更等未届者への届け出勧奨等



①未連携データの提供(Excelデータ)

・添付ファイル暗号化
・複数人が立ち合いのもと送信



③突合して一致したデータを送付(Excelデータ)

・添付ファイル暗号化
・複数人が立ち合いのもと送信



⑥連携済結果及び未連携者について、情報提供(Excelデータ)

LGWAN回線を用いたメール
※インターネット回線は利用しない。

東京都
（福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課）

【東京都P C】

身体障害者手帳
交付等事務システム

身体障害者手帳・愛の手帳と個人番号の未連携者データ（手帳番号、手帳発行者、初回手帳交付年月日、手帳再交付年月日、漢字氏名、カナ氏名、住所、生年月日、性別（身体のみ）、自治体コード

④区市町村から提供されたデータの統合(Excelデータ)

⑤統合データから死亡等のデータを削除
住基ネット（総務局）へ一斉照会
個人番号を取得し、手帳情報に取り込み



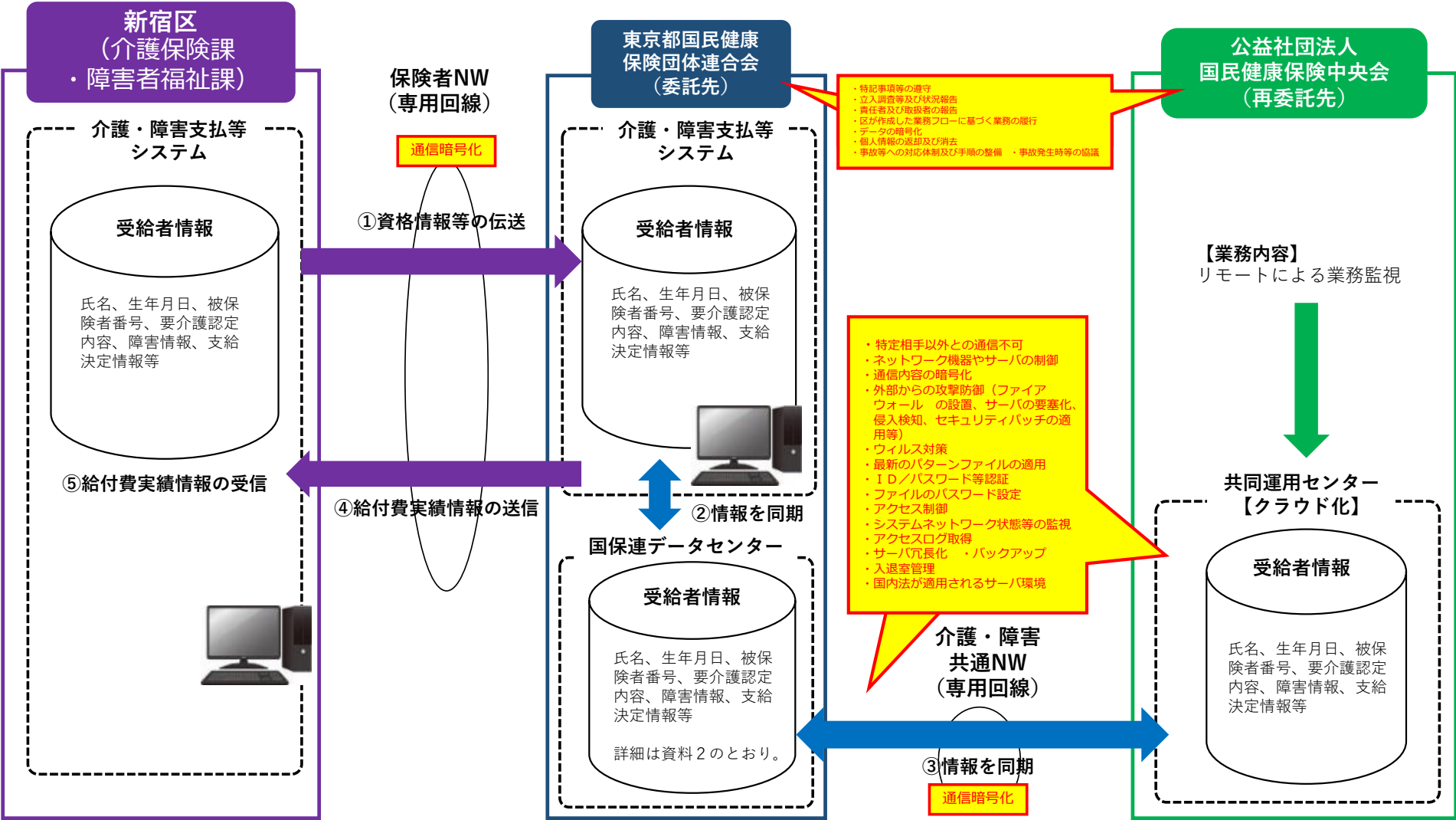
介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター（データセンター）のクラウド化後の外部結合等について（No.4）

事業名	① 現物給付審査支払委託業務 ② 障害福祉サービス
担当課	① 介護保険課 ② 障害者福祉課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	共同運用センター（データセンター）のクラウド化に伴い、外部結合先及び再委託先の変更を行う
対象者	① 要介護・要支援認定者及び事業対象者 ② 障害者福祉サービス等受給者
事業内容	1 概要 ① 現在、介護給付費に係る審査及び支払に関する事務については、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第10項等に基づき、平成12年4月より東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託しており、当該委託に基づき介護保険審査支払等システム（都道府県システム）を介して審査等事務が行われている。（平成11年度第4回新宿区情報公開・個人情報保護審議会（以下「個情審」という。）承認、了承済） ② 現在、障害福祉サービスにおける「介護給付費又は訓練等給付費」の審査及び支払に関する事務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第7項に基づき平成19年10月より、「障害児通所給付費」の審査及び支払に関する事務については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第14項に基づき平成24年4月より、それぞれ国保連に委託しており、当該委託に基づき障害者総合支援給付審査支払等システム（都道府県システム）を介して審査等事務が行われている。（平成19年度第1回及び平成23年度第7回個情審承認済） この度、令和7年5月に介護・障害支払等システムの機器更改が予定されているなか、政府は、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とする、クラウド・バイ・デフォルト原則を策定し、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を定めた。当該方針に基づき、共同運用センター（データセンター）に設置されていたサーバについてもクラウド化されることが決定した。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 介護・障害支払等システムのデータ送受信専用端末とクラウド上に構築される共同運用センターのサーバとを専用線（介護・障害共通ネットワーク）を介して外部結合を行う。

介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムにおける共同運用センター（データセンター）のクラウド化後の外部結合等について（No.4）

	（２）業務委託 東京都下の各市区町村と国保連との間で共同委託契約を締結する（継続）。再委託については、処理させる情報項目の記録媒体をクラウド上のサーバに移行するため、国保連が公益社団法人国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）と委託契約を締結する。 ３ 対象者 ① 要介護・要支援認定者及び事業対象者数（令和５年１１月末現在） １５，０７２人 ② 障害福祉サービス等受給者数（令和５年１１月末現在） ２，０８８人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

介護・障害支払等システムにおける個人情報の流れ



児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修等について（No.5）

事業名	児童手当
担当課	子ども家庭課
区 分	電算処理、業務委託
目 的	児童手当法の一部改正に伴い、①所得制限の撤廃②高校生年齢までの支給期間延長③多子世帯への増額(第3子以降3万円)④支払回数6回(隔月)対応⑤算定児童年齢拡大となる。実施時期は、児童手当支給月の令和6年10月分(12月支給分)より変更となる。この改正に対応するため、児童福祉総合システムの改修を行う。
対象者	児童手当の受給者、配偶者、対象児童及び算定児童
事業内容	1 概要 現在、区では、児童手当の支給に当たっては、児童福祉総合システムを活用し、受給者情報を管理している。(平成元年度第8回情報公開・個人情報保護審議会承認・了承済)現在のシステムでは、以下①～⑤の対応が出来ないため、改修を行う ①所得制限の撤廃 現システムは、所得制限の機能が設けられており、所得上限限度額以上の所得がある者は、児童手当を支給できない。また所得制限限度額以上の所得がある者は児童手当ではなく、減額された特例給付を支給している。所得制限が撤廃されるため、対象児童を養育するすべての受給者に本則給付を支給できるよう改修する。 ②高校生年齢までの支給期間延長 現システムは、中学生までを対象としている。高校生年齢の者にも児童手当を支給できるよう、システムを改修する。 ③多子世帯への増額(第3子以降3万円) 現システムは、3歳～小学校修了前の第3子以降月額15,000円を支給することとしている。法改正後は、0歳から高校生年齢までの第3子以降については、一律1人3万円を支給することとなるため、システムを改修する。 ④支払回数6回(隔月)対応 現システムは、支払回数が年3回となっているが、法改正後は年6回(隔月)支給となる。このことに対応できるようシステムを改修する。 ⑤第3子以降の加算算定児童の年齢拡大 現システムでは、第3子以降の多子加算については、高校3年生年齢までの児童を対象としている。法改正後は22歳年度末までの子どものうち、児童手当受給者に経済的負担がある場合は加算算定児童とするため、システムを改修する。 2 電算処理、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 児童手当の支給にあたり、上記①から⑤に関するシステムの改修を行う。

児童手当制度改正に伴う児童福祉総合システムの改修等について（No.5）

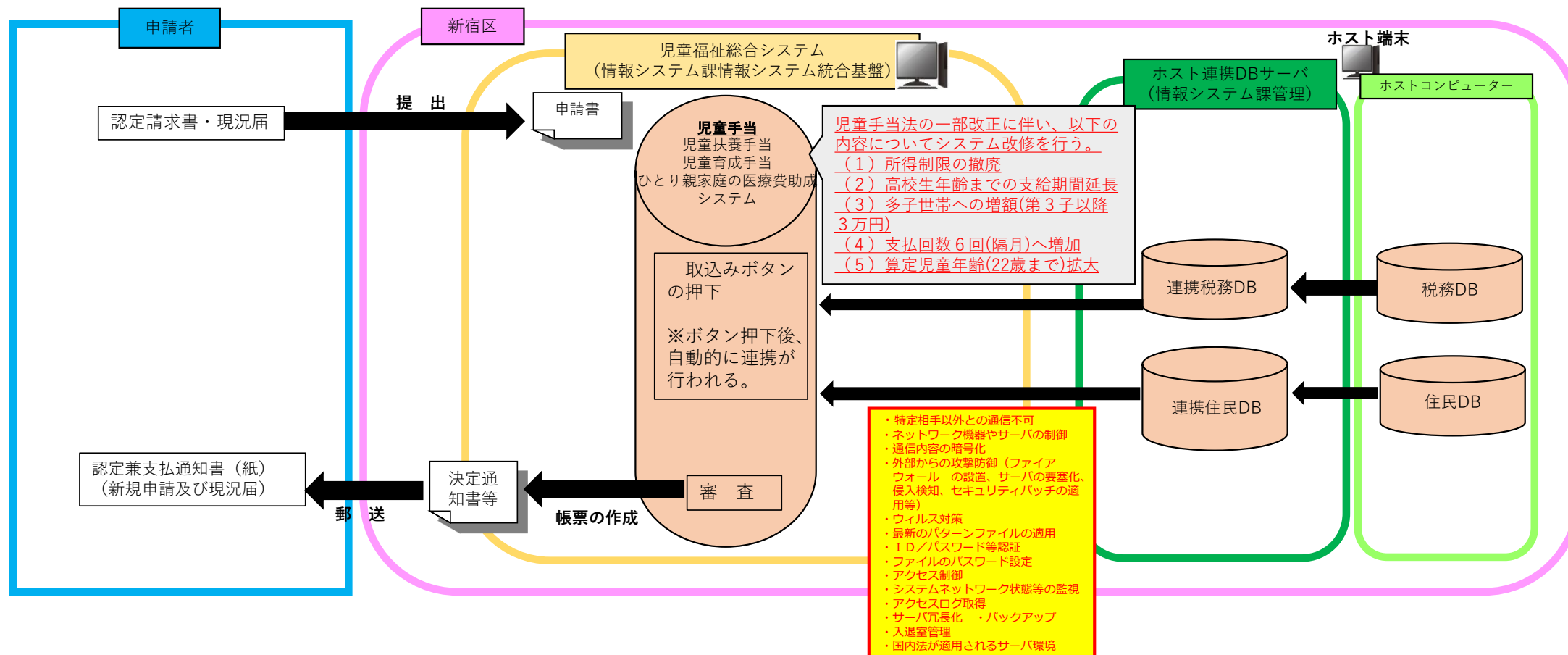
	（２）業務委託 上記、電算処理のシステム改修業務及び保守業務を委託する。 ３ 対象者 約１０，０００人（新規受給者数）
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

児童手当に係る個人情報の流れ

※グレー吹き出しが改正部分。

【改修後】

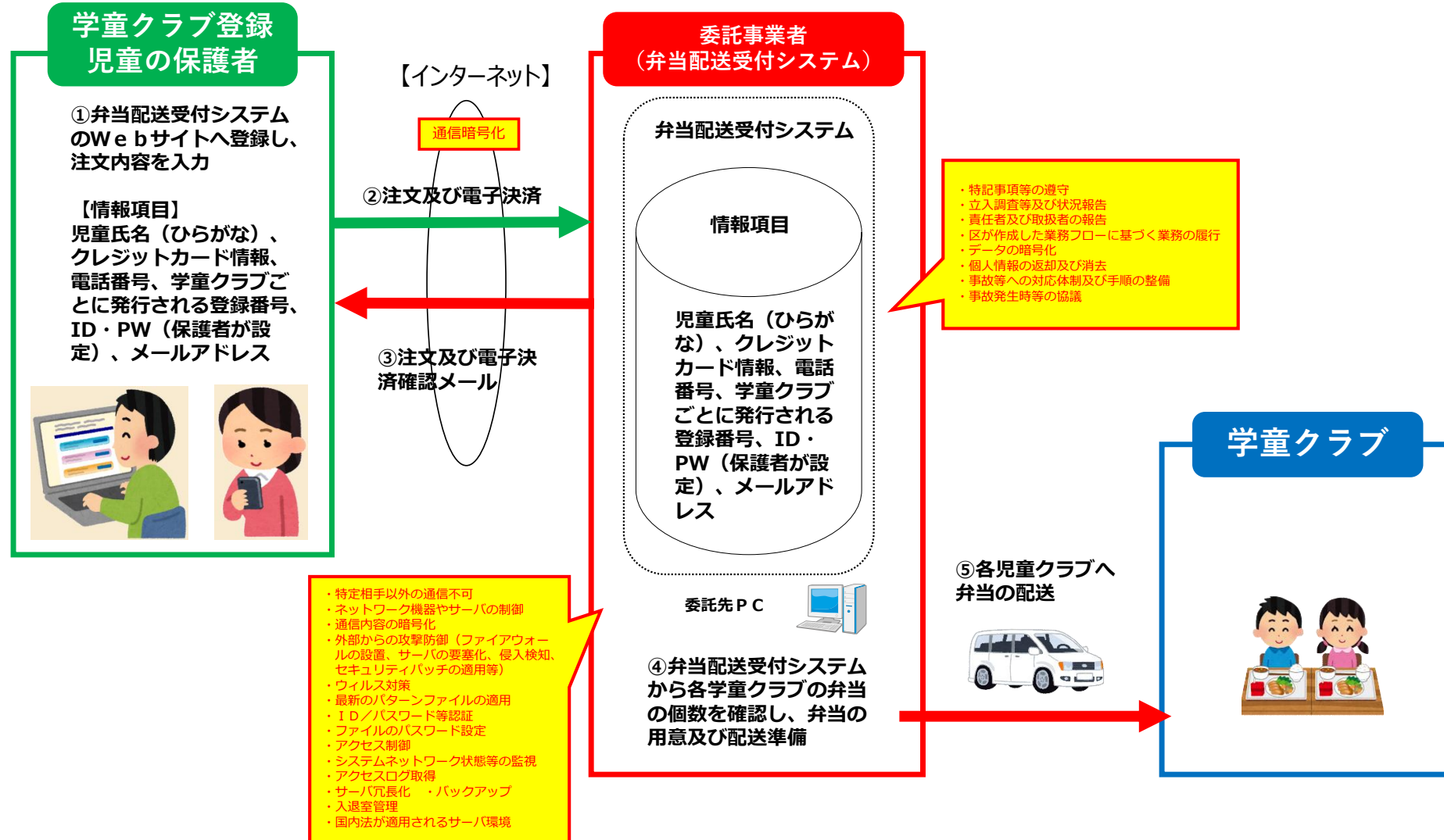
児童手当の多子加算(第3子以降)に係る算定児童年齢を拡大し、システムへの入力を可能とし、審査を行う。



学童クラブにおけるお弁当配送サービス業務の委託について（No.6）

事業名	学童クラブにおけるお弁当配送サービス
担当課	子ども家庭支援課
区 分	業務委託
目 的	区学童クラブにおいて、夏休み等の学校長期休業期間中に、学童クラブを利用する児童の保護者の弁当作りの負担を軽減するとともに、児童の健全な育成を推進するため。
対象者	区学童クラブ登録児童の保護者
事業内容	1 概要 区学童クラブにおける学校長期休業期間中の弁当提供については、区学童クラブ29か所のうち、22か所で、父母会等保護者有志が弁当配達業者との仲介等を行い、当該、区学童クラブでは、注文された弁当を指導員が受け取り、児童に渡している。 現在、父母会等保護者有志が弁当配達業者との仲介等を行い注文の取りまとめを行っているが、今後、取りまとめを行う保護者がいなくなる場合も想定される。また、配送にあたり最低注文数を設けている事業者がいることから、最低注文数が満たない場合、注文することができないなど、学童クラブによって同じサービスを提供できないことが課題である。 これらの課題に対応するため、学校長期休業期間中におけるお弁当の配送を委託する。なお、保護者が弁当配達業者から購入した弁当を1個から注文できるよう、配送委託料及び手数料については、区が負担する。 2 業務委託の付議内容 区学童クラブ登録児童の保護者が、お弁当の配送を希望する場合、区が契約した弁当配達業者が準備した専用サイトから注文し、希望した利用日に弁当が区学童クラブへ配送されるよう委託する。 3 対象者 区学童クラブ30箇所（登録児童数 約2,100名） （令和6年4月1日時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

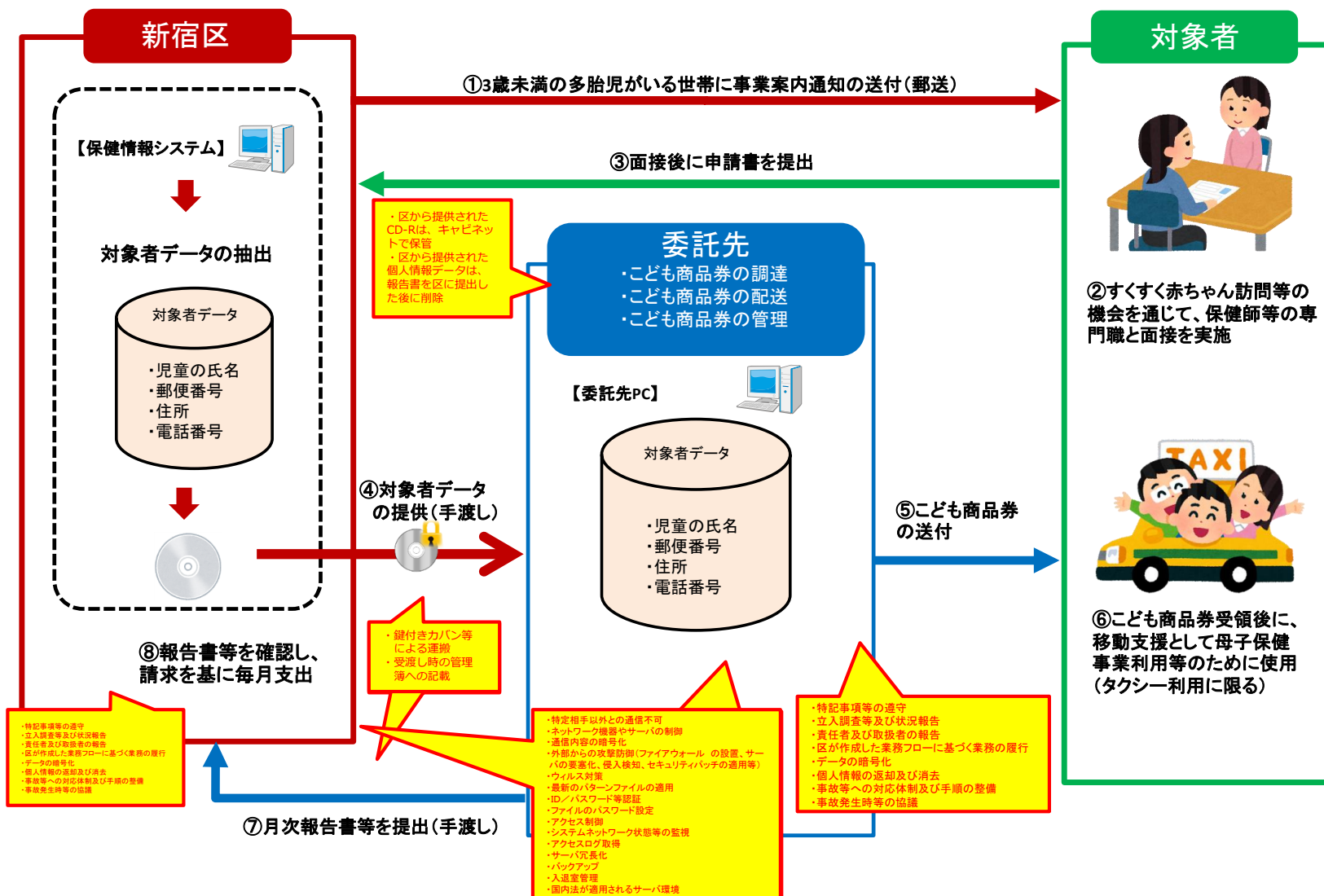
学童クラブにおけるお弁当配送サービスについての個人情報の流れ



多胎児家庭移動経費支援業務の委託について（No.7）

事業名	多胎児家庭移動経費支援事業
担当課	健康づくり課
区 分	業務委託
目 的	多胎児がいる世帯を対象に、相談支援・交流会・母子保健事業利用等のための移動に係る経費を補助することで、多胎児家庭に対する移動支援及び経済的支援を行う。
対象者	3歳未満の多胎児がいる世帯
事業内容	1 概要 本事業は東京都の「とうきょうママパパ応援事業」の任意事業であり、補助率 10/10 で令和6年度から新宿区でも実施する。対象となる0歳～2歳の多胎児のいる全世帯に対し、誕生月の翌月に健康づくり課から案内通知を郵送し、保健センターで保健師等の専門職の面接を行うとともに、申請書を記入してもらう。取りまとめた申請書を基に健康づくり課で送付対象者リストを作成し、事業者からこども商品券(1枚500円、24,000円分)を発送する。なお本事業は移動経費に係る支援のため、こども商品券の使用用途はタクシー利用に限るように案内する。 2 業務委託の付議内容 ノウハウを有する事業者に、以下業務を委託する。 (1) こども商品券の調達 (2) こども商品券の配送 3 対象者 約80件 (1) 0歳児：約24人 (2) 1歳児：約24人 (3) 2歳児：約24人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【多胎児家庭移動経費支援事業における個人情報の流れ】

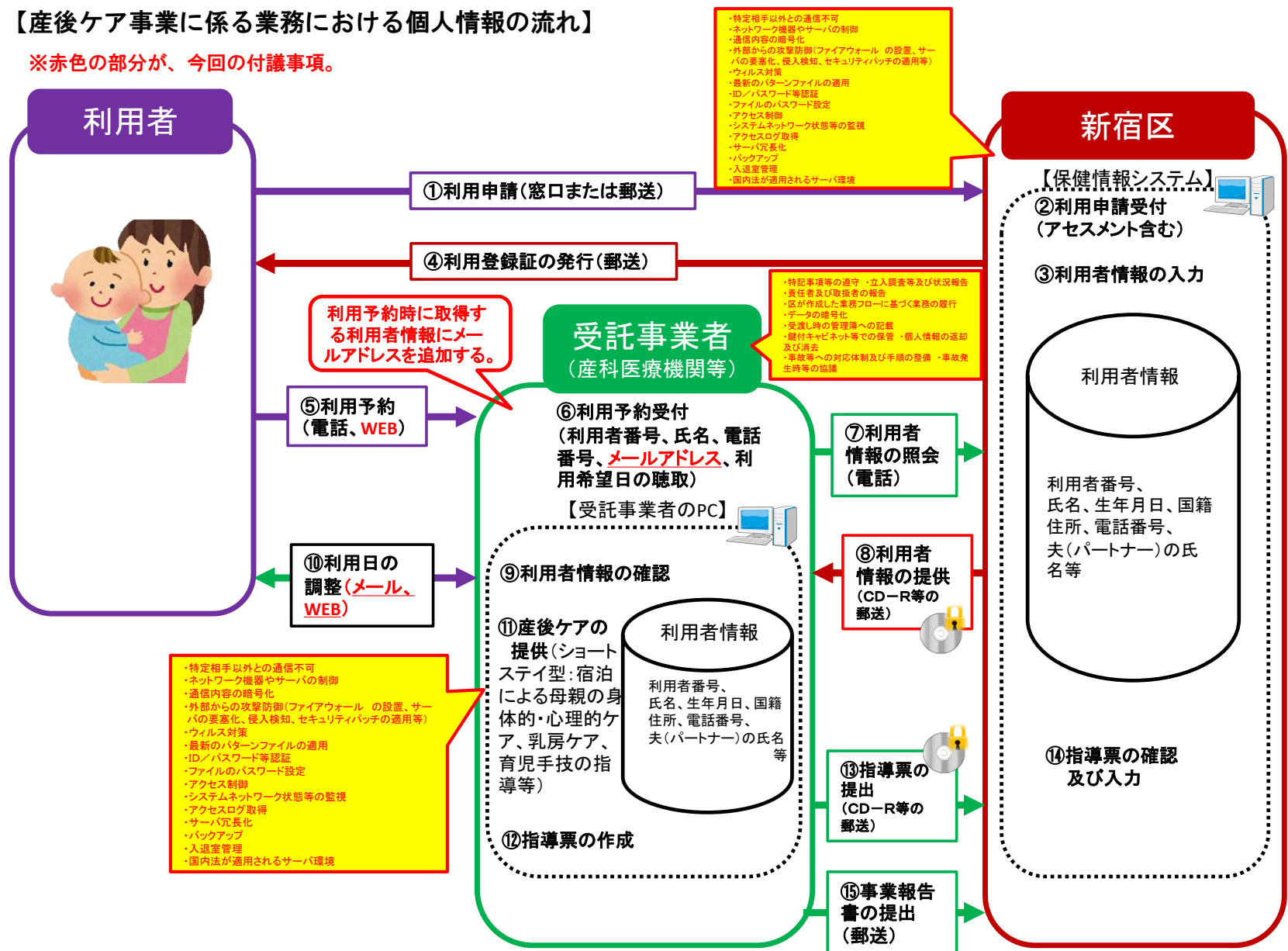


新宿区産後ケア事業（ショートステイ型及びデイサービス型）に係る業務の委託について
（情報項目の追加）（No.8）

事業名	新宿区産後ケア事業（ショートステイ型及びデイサービス型）
担当課	健康づくり課、牛込保健センター、四谷保健センター、東新宿保健センター、落合保健センター
区 分	業務委託
目 的	産婦の身体的回復と心理的な安定をサポートし、母子の愛着形成を促すことで産後うつ予防、虐待予防を図り、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的とする。
対象者	出産後1年を経過しない産婦及び乳児（区内在住）
事業内容	1 概要 令和元年12月に母子保健法の一部を改正する法律が施行され、出産後1年を経過しない産婦及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」について、各市区町村に実施の努力義務が規定された。 区においても、母子とその家族における健やかな育児の支援のために、令和3年度より病院を支援施設としてショートステイ型（宿泊によるケア）の事業を開始（令和2年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済）し、令和4年度からは助産院を支援施設に追加（令和3年度第8回情報公開・個人情報保護審議会了承済）している。令和5年度からは新たにデイサービス型（宿泊を伴わないケア）及びアウトリーチ型（訪問によるケア）の事業を開始（令和5年度第1回個人情報保護管理運営会議了承済）している。 2 業務委託の付議内容 本事業における利用予約は、利用希望者と委託先の間で行っているが、利用希望者と電話がつながりづらい場合、利用日の調整に時間を要している。また、令和6年4月に追加を予定している支援施設では、利用日の調整に電子メールを用いている。利用希望者の利便性向上を図るとともに、効率的な利用日の調整に資するため、委託事業者処理させる情報項目にメールアドレスを追加する。 3 対象者 （1）ショートステイ型 延べ316名 （2）デイサービス型 延べ50名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【産後ケア事業に係る業務における個人情報の流れ】

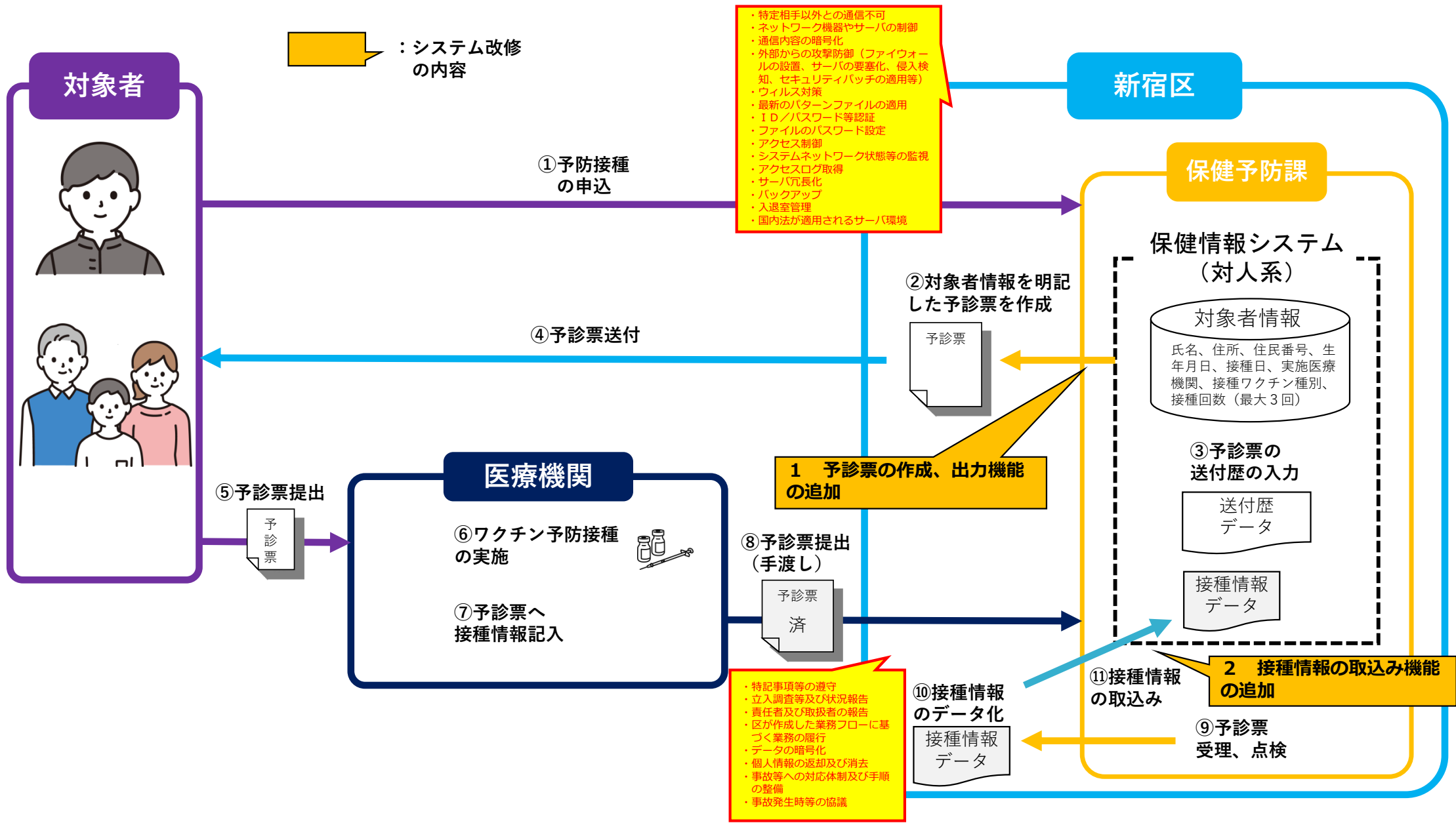
※赤色の部分が、今回の付議事項。



ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン男性予防接種事業の実施に伴う保健情報システム（対人系）の改修等について（No.9）

事業名	ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン男性予防接種事業
担当課	保健予防課
区 分	電算処理、業務委託
目 的	感染症の発症予防及び区民の健康の保持増進
対象者	新宿区に住民登録があり、年度中に小学6年生相当～高校1年生相当年齢を迎える男性
事業内容	1 概要 区では、区で実施する予防接種等の情報について、保健情報システム（対人系）で一元管理し、適正に事務を行っている（同システムの導入等については、平成7年度第2回、平成14年度第4回、平成15年度第4回、平成24年度第5回、平成30年度第4回及び同年度第10回、令和元年度第9回、令和4年度第7回情報公開・個人情報保護審議会承認済）。 令和6年度から、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン男性予防接種事業（任意接種事業）を区で実施するにあたり、既存の保健情報システムを活用し、ワクチン接種対象者の接種情報を取り扱う。については、当該システムにHPVワクチン予防接種の情報項目を新たに追加するため、改修を行うものとする。 2 電算処理、業務委託の付議内容 （1）電算処理 他の予防接種事業と同様に、保健情報システム（対人系）で対象者の情報を一元管理し、迅速かつ正確な事務処理を行う。 （2）業務委託 保健情報システム（対人系）の開発事業者、システムの改修業務及び保守業務を委託する。 3 対象者 約5,000人／年
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン男性予防接種事業に係る個人情報の流れ



地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）（No.10）

事業名	地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）への移行について
担当課	保健予防課
区分	電算処理
目的	「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に対応し、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。
対象者	新宿区民
事業内容	1 概要 地方公共団体に対し、予防接種事務をはじめとする標準化対象事務について、標準化基準（標準仕様書）に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付ける、「標準化法」が令和3年9月1日に施行され、令和7年度末までに保健情報システム（予防接種）を標準化へ対応することが求められている。 それに伴い、地方公共団体情報システム標準化に対応した保健情報システム（事務名：予防接種）の移行に係る特定個人情報保護評価書の見直しについては、個人情報保護委員会の指針に定める「重要な変更」に該当するため、特定個人情報保護評価（全項目評価）を再実施することについて報告した（令和5年度第7回管理運営会議承認済み）。 また、標準準拠システムの利用において、デジタル庁が提供するガバメントクラウドシステムを利用し、運用を行う必要があることから、電算処理等を行うこととした。（令和5年度第9回個人情報保護管理運営会議承認済み）。 その後、全項目評価書（素案）に対するパブリック・コメントを実施し、個人情報保護及び情報システム等の専門的な知見を有する外部の第三者による点検（以下「第三者点検」という。）を行った。これらの実施結果を踏まえ、基礎項目評価書及び全項目評価書を個人情報保護委員会へ提出するとともに公表する。 2 電算処理の付議内容 パブリック・コメントの実施結果及び、第三者点検の実施結果を踏まえた評価書の変更点について報告する。 3 対象者 約35万人（令和5年4月1日現在）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務の全項目評価書の概要

I 基本情報

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種及び新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する事務（以下、「予防接種に関する事務」という。）の内容、各事務において使用するシステムの機能、特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。この度、地方公共団体情報システム標準化の移行に向けて、記載内容の変更が発生したため、文言の追加・修正を行っている。

【今回の変更点】

- (1) システム 1、システム 4
各システムの運用時期を明記。（P 4、5）
- (2) システム 7
ガバメントクラウド上の標準準拠システム（健康管理）を追加。（P 6）
- (3) 事務の内容
事業のイメージ図に令和7年1月版を追記。（P 9）

II 特定個人情報ファイルの概要

予防接種に関する事務で取り扱う「予防接種情報ファイル※」の内容を記載しているほか、その取扱い方法等について記載している。

※ 予防接種情報ファイル…予防接種を受けた区民の接種歴、接種日を正確に行うためのファイル

【今回の変更点】

- (1) 3. 特定個人情報の入手・使用の「③ 入所の時期・頻度」、「④入手に係る妥当性」、「⑤本人への明示」、「⑧使用方法 情報の突合」にガバメントクラウドにおける対応を記載。（P 13、14）
- (2) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の「委託事項 1」、「④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法」にガバメントクラウドにおける対応を記載。（P 14、15）
- (3) 6. 特定個人情報の保管・消去の「①特定個人情報の保管場所」、「③消去方法」にガバメントクラウドにおける措置内容を追記。（P 19、20）
- (4) （別添 2）特定個人情報ファイル記録項目にワクチン接種記録システムの運用変更に係る記載内容の変更に伴う文言を修正。（P 21）

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

予防接種に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(4)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について記載している。

【今回の変更点】

- (1) 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）のリスク3の入手の際の本人確認の措置の内容にガバメントクラウドへの移行について記載。（P 2 3）
- (2) ワクチン接種記録システムの運用変更に係る記載内容の変更を行った。（P 2 4、2 5、2 6）
- (3) 根拠法令の修正
記載文中の根拠法令を個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第66条、番号法第19条へ変更。（P 2 9、3 0）
- (4) 7. 特定個人情報の保管・消去の⑤物理的対策、⑥技術的対策、リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクの内容に、ガバメントクラウド上の措置内容を追記（P 3 5、3 6、3 7）

Ⅳ その他のリスク対策

予防接種に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(4)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従事者に対する教育・啓発等」の観点から記載している。

【今回の変更点】

- (1) 1. 監査と3. その他のリスクにガバメントクラウド上の措置内容を追記（P 3 8、3 9）

Ⅴ 開示請求、問合せ

予防接種に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日
令和5年10月25日から11月24日までの30日間で実施
- (2) 第三者点検の実施日
令和5年11月22日から令和6年1月19日まで
- (3) 第三者点検の結果
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等

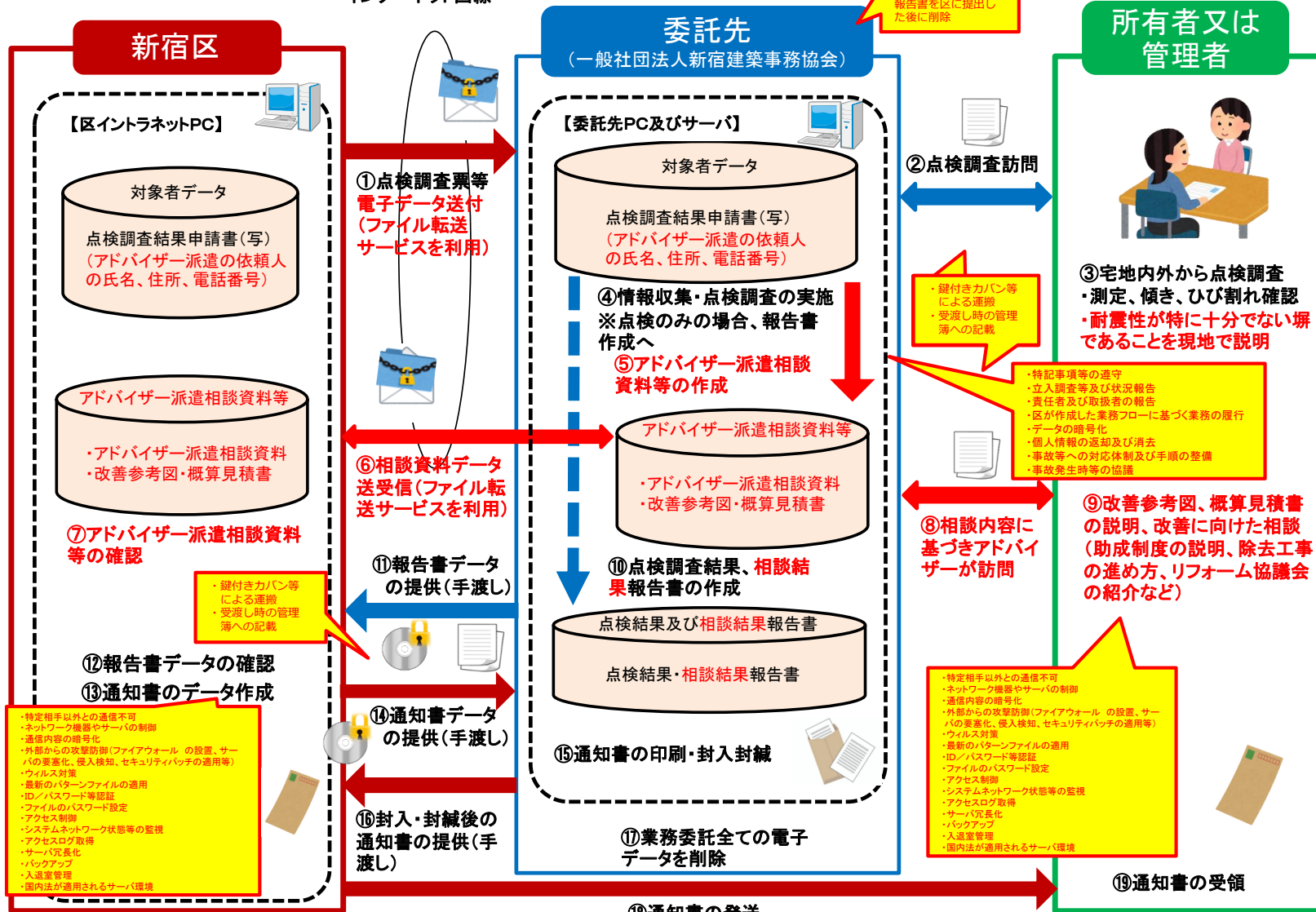
区内ブロック塀等の点検調査業務の委託について（委託内容の変更）（No.1 1）

事業名	既存建築物の防災対策指導（ブロック塀等アドバイザー派遣）
担当課	建築調整課
区 分	業務委託
目 的	区内のブロック塀、万年塀、石積塀（以下「ブロック塀等」という。）の点検調査を実施し、当該ブロック塀等の所有者又は管理者に対して適切な維持管理の周知・啓発を図るとともに、危険な箇所については指導を行うことにより、震災時等の安全化を図る。
対象者	区内道路沿いの耐震性が特に十分でないブロック塀等の所有者又は管理者
事業内容	1 概要 区では、平成30年の大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故をうけ、ブロック塀、万年塀、石積塀（以下「ブロック塀等」という。）約1万件の点検調査を実施し、安全対策に取り組んできた（平成30年度第5回情報公開・個人情報保護審議会了承済み）。 今後、より一層の安全化を図るため、区内道路沿いの高さが高い塀や擁壁上部の塀などの「耐震性が特に十分でないブロック塀等」を対象に、専門的知見のあるアドバイザーを派遣し、改善に関する相談を行い、安全化を促していく。 2 業務委託の付議内容 ブロック塀等の安全度について評価を行うという専門技術的知識を要するため、当該専門ノウハウを有する業者に行わせる方がより効率的に行うことができるため、以下業務を委託する。 （1）ブロック塀等の所在地への訪問及び所有者又は管理者への説明 （2）アドバイザー派遣業務（新規） （3）報告書の作成及び通知書の作成・印刷・封入厳封 3 対象者 （1）耐震性が特に十分でないブロック塀、高さが2.2m以上の塀、擁壁上部に設置されている塀、ひび割れや傾きなど劣化損傷の著しい塀など 区内約1,000箇所 （2）アドバイザー派遣件数 年間約10件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【区内ブロック塀等の点検調査業務委託における個人情報の流れ】

※赤色の部分が、今回の付議事項。

インターネット回線



児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について) (No.1 2)

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
区 分	外部提供
目 的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	新宿区立小学校、中学校及び養護学校
事業内容	1 概要 区では、平成17年に新宿区教育委員会と警視庁との間で「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」を締結し、当該協定に基づく連携を実施してきた。連絡にあたっては、取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るために必要な事項を定め、学校から警察への外部提供事案等について、記録を作成しており、その内容について報告する。 2 外部提供の付議内容 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供 3 対象者 4件(令和5年2月1日から令和5年11月30日)
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

令和４・５年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について

令和6年2月9日

新宿区個人情報保護管理運営会議資料

教育委員会事務局教育指導課

外部提供について(4件)

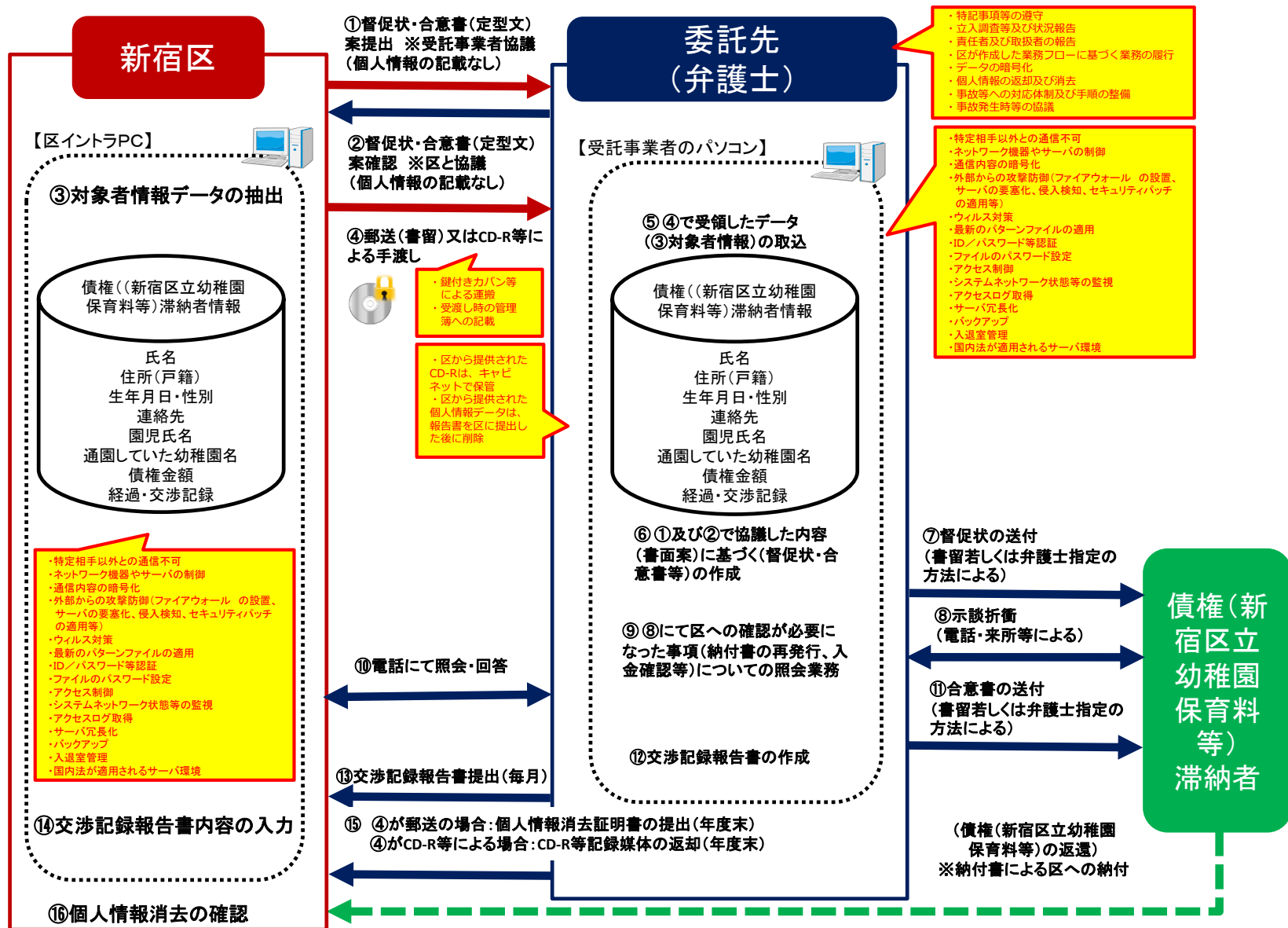
令和5年2月1日から令和5年11月30日まで

No	外部提供を行った理由	外部提供を行った 個人の範囲	外部提供に係る 保有個人情報の項目	外部提供に利用 した保有個人情報の 記録の媒体	外部提供の時期	外部提供を 受けたもの の名称
1	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡する ことが特に必要と判断する問題行動の 事案 (児童間トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年2月20日	牛込警察署 少年係
2	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡する ことが特に必要と判断する問題行動の 事案 (児童間トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年2月28日	牛込警察署 少年係
3	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡する ことが特に必要と判断する問題行動の 事案 (児童間トラブル)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年3月1日	牛込警察署 少年係
4	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡する ことが特に必要と判断する問題行動の 事案 (交通事故)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	面接	令和5年8月21日	新宿警察署 交通捜査係

債権（新宿区立幼稚園保育料等）回収に係る督促等業務の委託について（No.13）

事業名	債権（新宿区立幼稚園保育料等）回収に係る督促等業務の委託について
担当課	学校運営課
区 分	業務委託
目 的	債権（新宿区立幼稚園保育料等）回収困難案件の解消実現のため
対象者	債権（新宿区立幼稚園保育料等）滞納者
事業内容	1 概要 これまで、区の職員が、区立幼稚園保育料等の債権回収を行ってきたが、催告を行っているものの支払いに応じないことや、債務者（滞納者）の区外転出等による追跡（臨戸）が難しいことなど、十分な債権回収対応が進まない状況にある。 区としては、債権回収に対する確固たる姿勢を対象者に示し、債権回収の実績を上げるため、専門的知識やノウハウを有する弁護士事務所に以下の業務を委託する。 2 業務委託の付議内容 区立幼稚園保育料等の債権回収業務においては、複数回催告を行っているものの支払いに応じないことや、債務者（滞納者）の区外転出等による追跡（臨戸）が難しいことなど、十分な債権回収対応が進まない状況にある。そのため、区として債権回収に対する確固たる姿勢を対象者に示し、債権回収の実績を上げるため、専門的知識やノウハウを有する弁護士事務所に以下の業務を委託する。 （１）督促業務 （２）示談折衝業務 （３）合意書の作成及び郵送業務 （４）交渉記録報告書作成業務 3 対象者 約４０名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【債権（新宿区立幼稚園保育料等）回収に係る督促等業務における個人情報の流れ】

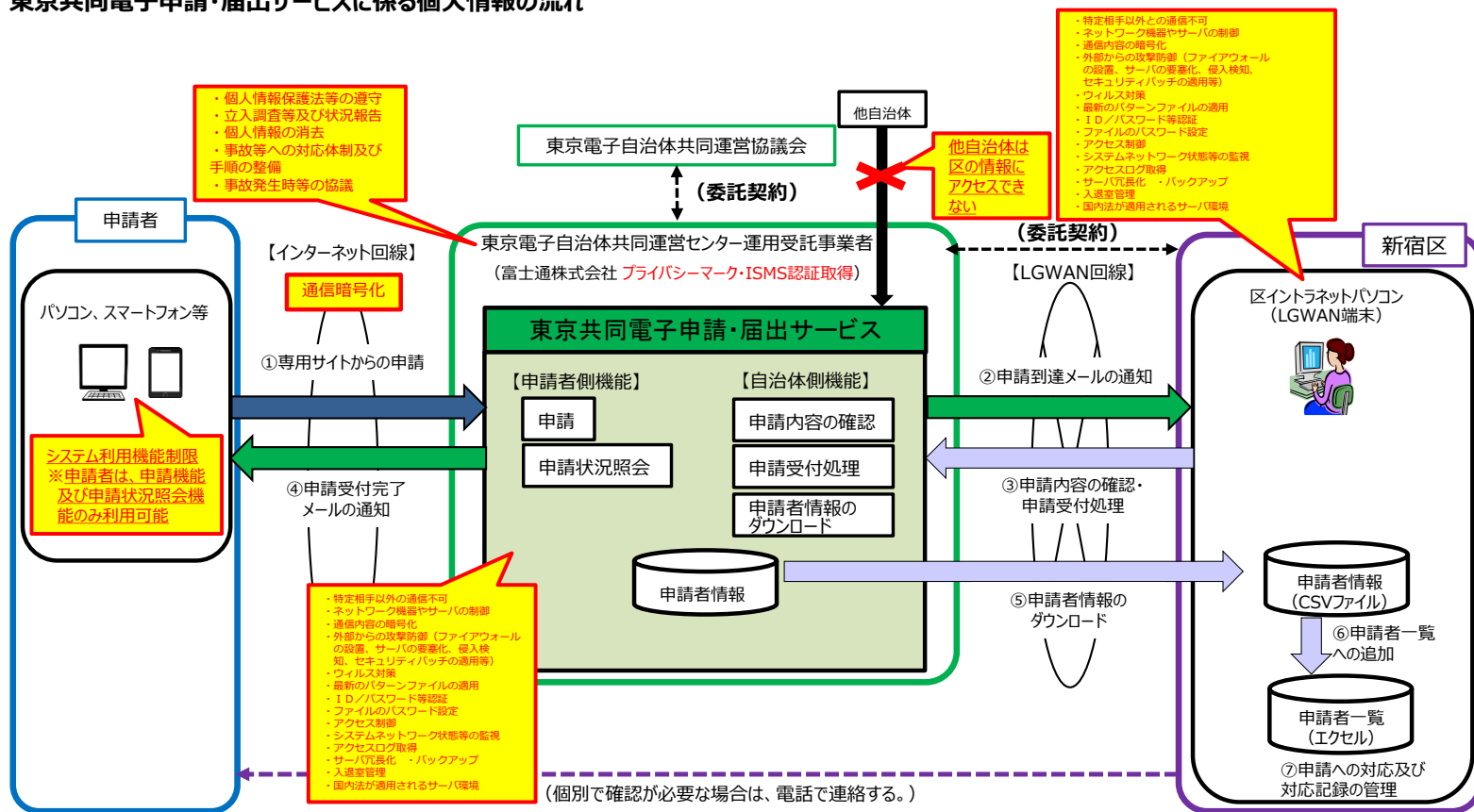


事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課、四谷保健センター、ごみ減量リサイクル課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性の向上を図るため。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会（東京電子自治体共同運営センター）が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用し、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けている。 この度、新たに手続を追加することで、さらなる区民の利便性の向上を図ることとする。 2 外部結合、業務委託の付議内容 (1) 外部結合 既に外部結合を行っている「東京共同電子申請・届出サービス」において、手続の追加を行う。 (2) 業務委託 「東京共同電子申請・届出サービス」の運用管理業務を委託する富士通株式会社が取扱う手続の追加を行う。 3 対象者 約760件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【追加手続及び情報項目】

No	手続名（登録業務名）	担当課	取扱う個人情報項目	年間 申請件数 (予定)
1	女性の健康支援事業に関する申込み及びアンケート	四谷保健センター	氏名、性別、住所、電話番号、メールアドレス、在住・在勤・在学の別、年齢、診断日（乳がん体験者の会参加者のみ）	約 500 件
2	食品ロスダイアリーモニターへの参加申込み	ごみ減量リサイクル課	氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、年代、世帯人数	約 100 件
3	食品ロス削減協力店登録に関する届	ごみ減量リサイクル課	担当者名、送付先住所、電話番号、メールアドレス	約 20 件
4	フードドライブ物品借用申請に関する届	ごみ減量リサイクル課	担当者名、電話番号、メールアドレス	約 10 件
5	路上喫煙対策協力員活動計画書	ごみ減量リサイクル課	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	約 10 件
6	路上喫煙対策協力員活動報告書	ごみ減量リサイクル課	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	約 20 件
7	春のごみゼロデー参加申込み	ごみ減量リサイクル課	氏名、電話番号、メールアドレス	約 100 件

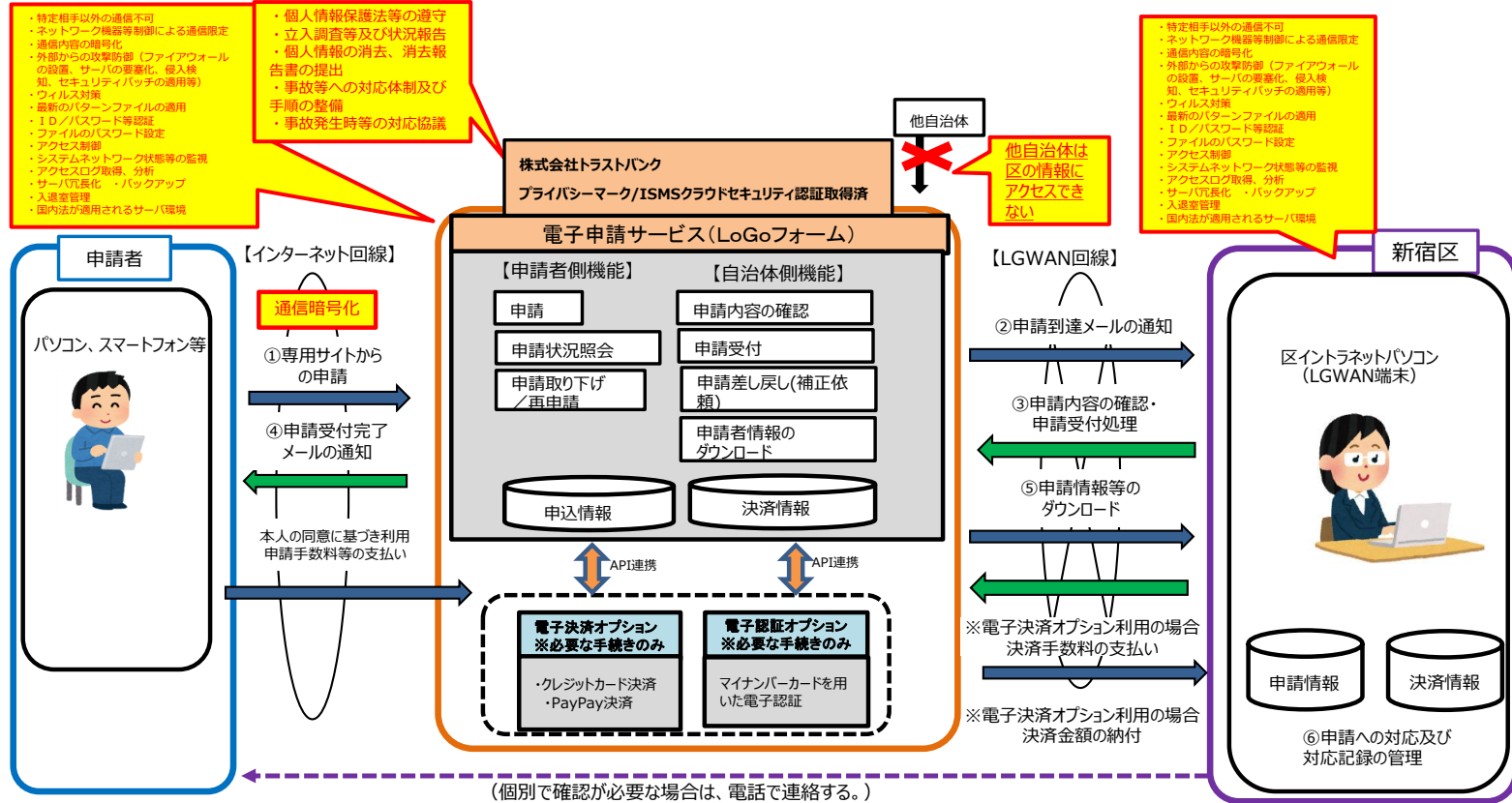
東京共同電子申請・届出サービスに係る個人情報の流れ



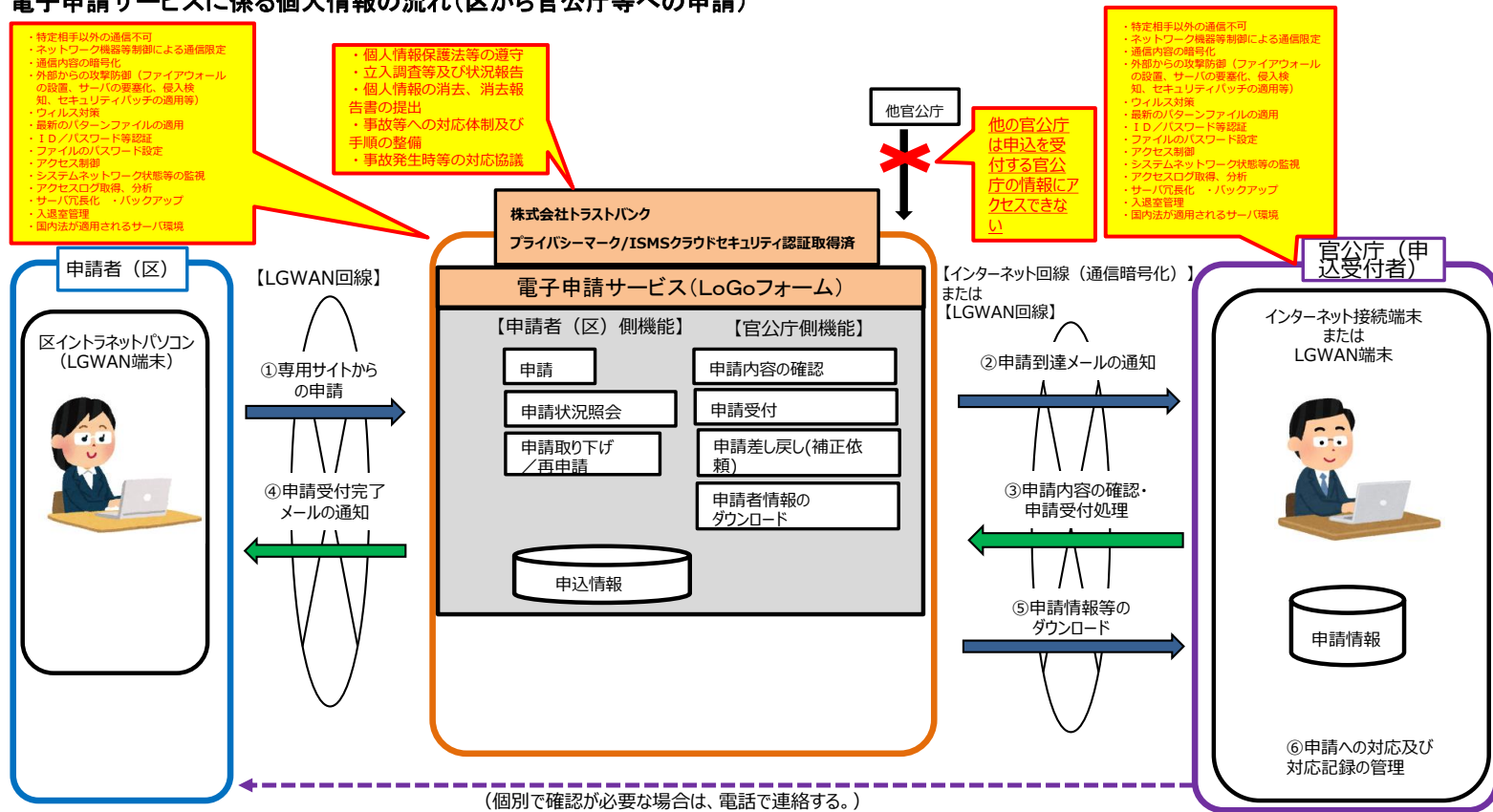
新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）の利用に係る外部結合について（No.15）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	行政管理課、情報システム課
区 分	外部結合
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	電子申請サービスによる手続の利用対象者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 この度、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止することに加え、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、また職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。 区においても、より一層、行政手続のオンライン化等を推進し、さらなる区民の利便性の向上を図るため、今後、新たに電子申請を導入する手続きについては、L o G o フォームを利用することとする。また、これまでの「東京共同電子申請・届出サービス」を活用した電子申請手続（約450件）についても、令和7年度以降のL o G o フォームの利用が決定次第、L o G o フォームに移行する予定である。 （参考）L o G o フォームの主な機能 (1) 電子申請機能 ※インターネット環境だけでなく、LGWAN 環境にも申請フォームを公開することが可能であるため、当該サービスを導入する官公庁への電子申請も可能。 (2) マイナンバーカードを活用した電子認証機能 (3) 証明書手数料等のオンライン決済機能 2 外部結合の付議内容 東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



電子申請サービスに係る個人情報の流れ(区から官公庁等への申請)



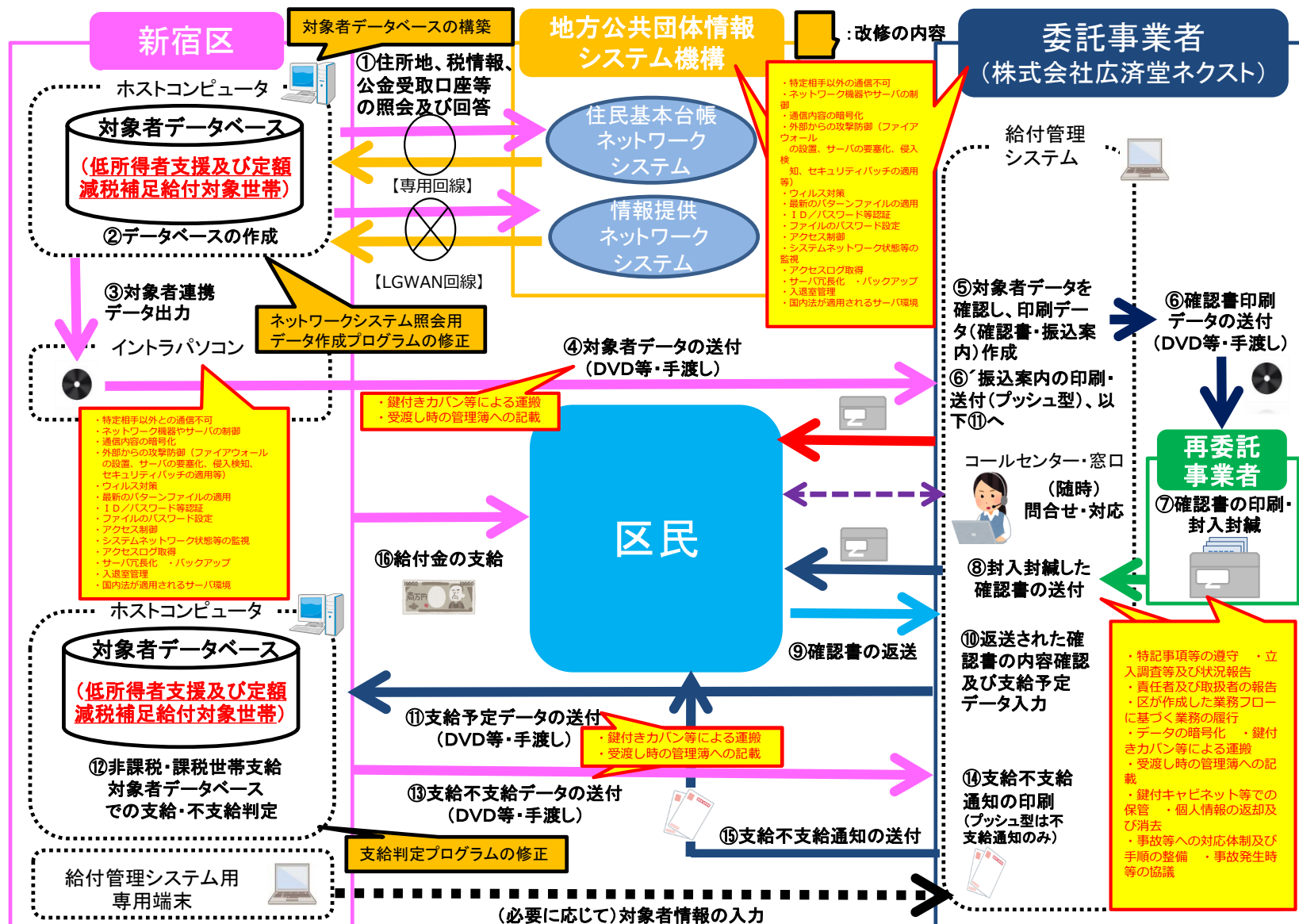
新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）（No.16）

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金（低所得者支援及び定額減税補足給付）給付事業
担当課	総務課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けることとする。
対象者	令和5年12月1日（以下、「基準日」という。）において新宿区の住民基本台帳に記録されている以下の世帯の世帯主を対象とする。 1 令和5年度非課税給付 同一世帯に属するもの全員が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下、「住民税」という。）均等割が課されていないか、特別区税条例により免除されている世帯（生活保護世帯を含む）の世帯主 2 令和5年度均等割のみ給付 同一世帯に属するもの全員が住民税所得割を課されていない世帯（住民税均等割非課税世帯を除く）の世帯主 3 子ども加算 上記1、2の世帯のうち、平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯の世帯主 4 課税所得合計300万円未満世帯への子ども加算 同一世帯に属する者全員の令和5年度の住民税課税所得（令和4年の合計所得金額）の合計が300万円未満である世帯（上記1、2の世帯を除く）のうち、平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯の世帯主
事業内容	1 概要 賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けるため、以下のとおり、各対象世帯主へ以下の現金を給付する。 (1) 令和5年度非課税給付 30,000円 (2) 令和5年度均等割のみ給付 100,000円 (3) 子ども加算 子ども1人あたり50,000円

	<u>(4) 課税所得合計300万円未満世帯への子ども加算</u> <u>子ども1人あたり10,000円</u> 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 (1) 電算処理 ①区システム（ホストシステム）において、支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築を行う。 ②給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。 (2) 外部結合 委託事業者の構築する給付管理システムとの外部結合を行う。 (3) 業務委託 ①確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。 ②確認書の印刷及び封入封緘の業務再委託を行う。 3 対象者 <table border="0"> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>約 71,000 世帯</td> </tr> <tr> <td>均等割のみ課税世帯</td> <td>約 4,500 世帯</td> </tr> <tr> <td>子ども加算 非課税世帯</td> <td>約 4,900 人 (3,500 世帯)</td> </tr> <tr> <td>均等割のみ課税世帯</td> <td>約 400 人 (300 世帯)</td> </tr> <tr> <td>課税所得合計 300 万円未満世帯への子ども加算</td> <td>約 3,200 人 (2,300 世帯)</td> </tr> </table>	非課税世帯	約 71,000 世帯	均等割のみ課税世帯	約 4,500 世帯	子ども加算 非課税世帯	約 4,900 人 (3,500 世帯)	均等割のみ課税世帯	約 400 人 (300 世帯)	課税所得合計 300 万円未満世帯への子ども加算	約 3,200 人 (2,300 世帯)
非課税世帯	約 71,000 世帯										
均等割のみ課税世帯	約 4,500 世帯										
子ども加算 非課税世帯	約 4,900 人 (3,500 世帯)										
均等割のみ課税世帯	約 400 人 (300 世帯)										
課税所得合計 300 万円未満世帯への子ども加算	約 3,200 人 (2,300 世帯)										
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり										

【新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業の個人情報の流れ（低所得者支援及び定額減税補足給付）】

※令和5年度第10回管理運営会議からの変更点は、令和5年度住民税非課税世帯に加え、低所得者支援及び定額減税補足給付対象世帯が追加。



生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業の委託等について（再委託内容の追加）（No. 17）

事業名	生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業
担当課	医療保険年金課
区 分	業務委託
目 的	①生活習慣病治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防することでQOL（生活の質）を維持向上させ、健康寿命の延伸と高額医療費の抑制を図る。 ②多受診者（重複受診者・頻回受診者・重複服薬者）及び併用禁忌薬剤使用者へ指導等を行うことで適正な受診行動に導くほか、高額医療費の抑制を図る。
対象者	新宿区国民健康保険被保険者のうち、 ①生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）治療中断者 ②多受診者（重複受診者・頻回受診者・重複服薬者）及び併用禁忌薬剤使用者
事業内容	1 概要 区では、KDBシステムに係る健診・医療・介護情報を目的外利用し、業務委託（再委託）により、レセプト・特定健康診査等のデータ分析を行ったうえで、新宿区国民健康保険データヘルス計画（以下「データヘルス計画」という）及び第三期特定健康診査等実施計画を策定し（平成28年度第3回、同年度第7回及び平成30年度第8回本審議会承認・了承事項）、令和6年2月に新宿第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期特定健康診査等実施計画を策定した。 データヘルス計画において実施している、生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業については、レセプトデータの分析や対象者の選定、医療機関への受診勧奨や受診行動の適正化に係る指導の実施等、専門的な知見や技術等を要する業務を行うものである。事業を効果的かつ効率的に推進するため、ノウハウを有する事業者への業務委託（再委託）により、当該事業を実施している（令和元年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会承認事項）。 この度、委託先から、受診勧奨等の通知文書への個人情報の印字・印刷・封入封緘・発送について再委託したいとの申し出があったため、付議する。 2 業務委託の付議内容 委託業者から、電話指導及び問い合わせ対応等の業務に加え、通知文書への個人情報の印字・印刷・封入封緘・発送についても、ノウハウや設備等を備えた事業者へ再委託する必要がある旨申し出があった。当該再委託先については、プライバシーマークを取得しているなど、個人情報の取扱いの安全性を確保できることから、再委託を行う。これに伴い、再委託先へ提供する情報項目を追加する。

生活習慣病治療中断者への受診勧奨事業及び受診行動適正化事業の委託等について（再委託内容の追加）（No.17）

	3 対象者 （１）生活習慣病治療中断者への受診勧奨 対象者数：約 260 人 （２）受診行動適正化事業 重複受診・頻回受診・重複服薬 対象者数：180 人 多剤服薬・併用禁忌薬剤使用 対象者数：90 人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

※赤色の部分が、今回の付議事項

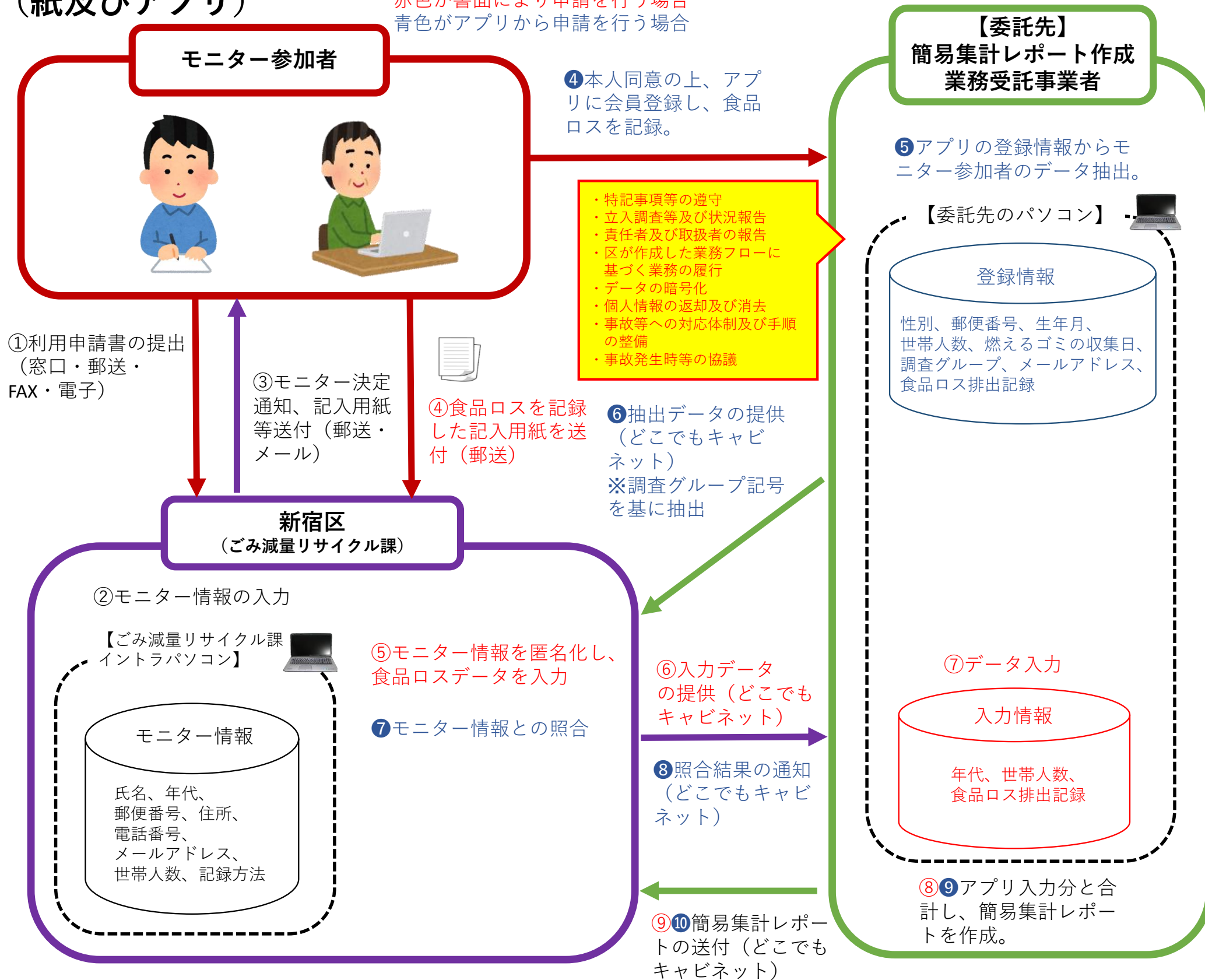


「食品ロスダイアリー」モニター調査簡易レポート作成委託について（No.18）

事業名	「食品ロスダイアリー」モニター調査簡易レポート作成委託
担当課	ごみ減量リサイクル課
区 分	業務委託
目 的	区内の食品ロスの実態を把握するため
対象者	区内世帯
事業内容	1 概要 区では、家庭の中で食品ロスがなぜ、どのくらい発生しているのか実態を把握し、今後の削減対策などに活用するため、区民モニターを募集し、「食品ロスダイアリー」モニター調査を実施している。 「食品ロスダイアリー」モニター調査では、食品ロス削減月間である、10月の1か月間、区内の100世帯を対象に、NPO法人ごみじゃぱんが開発した、ウェブアプリケーション「食品ロスダイアリー」を利用して、「手つかず食品」や「食べ残し」など家庭での食品廃棄の状況を日記形式で記録していくものである。 この度、「食品ロスダイアリー」を利用したモニター調査において記録の集計・分析した、簡易レポートの作成を、「食品ロスダイアリー」を開発したNPO法人ごみじゃぱんに委託する。 2 業務委託の付議内容 事業者は、モニター調査の記録の集計・分析による簡易レポートの作成業務を委託する。 3 対象者 100世帯
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

「食品ロスダイアリー」 モニター調査に係る個人情報の流れ (紙及びアプリ)

赤色が書面により申請を行う場合
青色がアプリから申請を行う場合



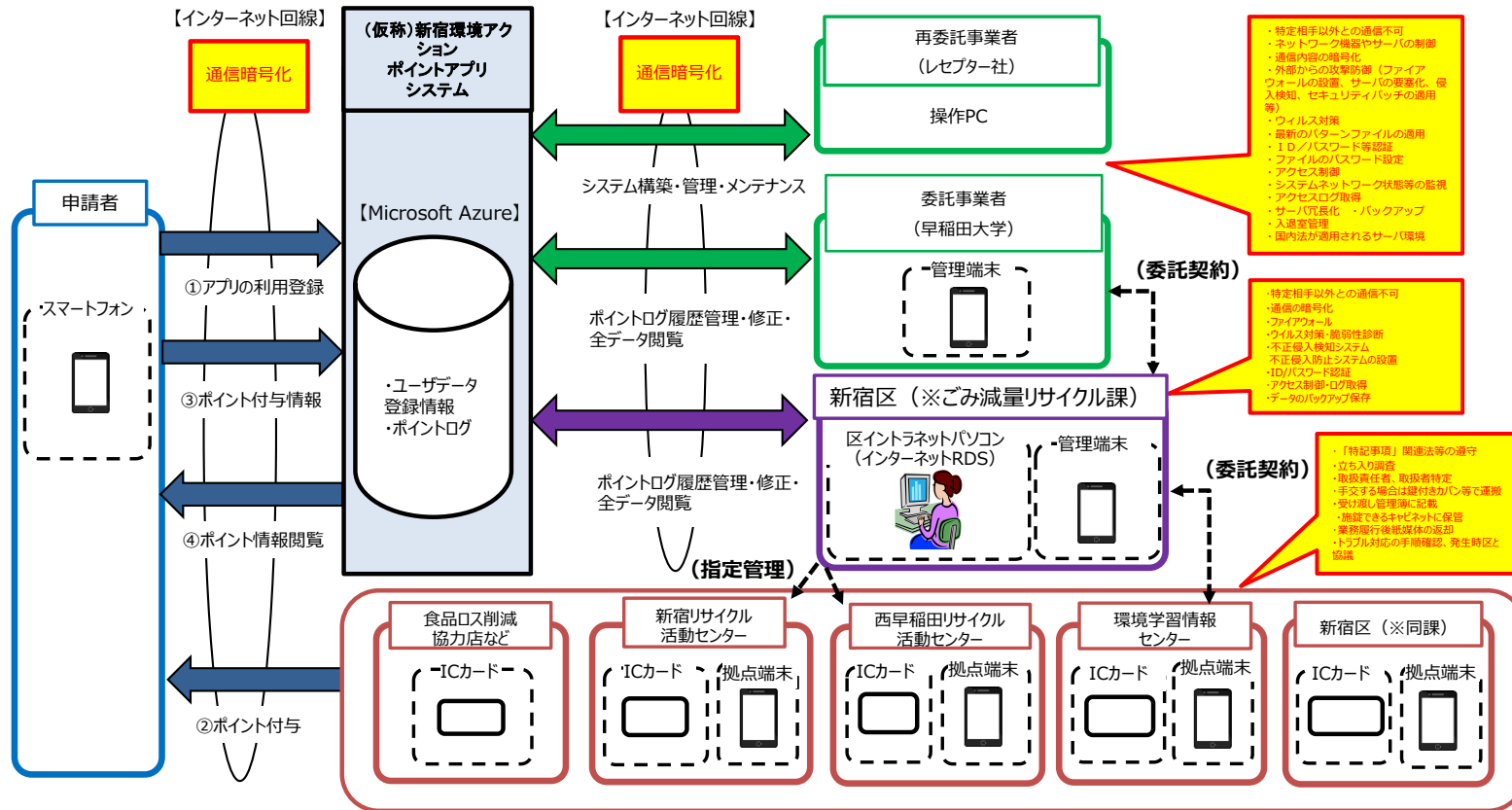
(仮称) 新宿環境アクションポイントアプリシステムの開発等について (No.19)

事業名	(仮称) 新宿環境アクションポイントのアプリ化について
担当課	ごみ減量リサイクル課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託、指定管理
目 的	現行システムに加えてアプリ化することで、より多くの区民の利用を促進し、環境に配慮した行動を意識付け、習慣化を目指すとともに、区民の利便性の向上を図る。
対象者	アプリを利用する区民等
事業内容	1 概要 区では、平成20年度より、新宿エコ自慢ポイント（アプリ化と同時に名称変更予定「(仮称) 新宿環境アクションポイント」）事業として、ごみの発生抑制や二酸化炭素の削減に寄与する行動や環境問題の学習等、環境を配慮した行動を行った者に対し、その内容に応じて発行されるポイントを付与し、ポイント数に応じて環境に配慮した特典を渡している。また、年間のポイント上位者を表彰しており、利用者の環境配慮行動を促している。 このたび、より多くの区民の利用を促進し、環境に配慮した行動を意識付け、習慣化を目指すとともに、区民の利便性を向上させるため、当該事業のアプリを開発する。アプリ化による変更点は、以下のとおり。 (1) 参加者IDは、アプリを利用登録することで自動的に付与される。 (2) ポイント付与は、食品ロス削減協力店等に設置する店舗ICカードを参加者がアプリで読み込むことで自動的にポイントが付与される。 (3) 付与されたポイントは、アプリで確認できるようになる。 ※アプリ化することにより、アプリのシステム開発や、当該システムと区のイントラネットパソコンとの外部結合、当該システム管理等の業務委託、指定管理者の情報項目の記録媒体の変更が必要となるため付議する。 2 電算処理、外部結合、業務委託、指定管理の付議内容 (1) 電算処理 Microsoft Azure、Google データベースを活用し、(仮称) 新宿環境アクションポイントアプリシステムを構築する。 (2) 外部結合 構築した(仮称) 新宿環境アクションポイントアプリシステムのユーザーデータやポイントログの履歴等を管理するシステムと区イントラネットとの結合により、参加者の情報を取得する。 (3) 業務委託 上記(1)の構築を委託するとともに、システム管理、メンテナンス、ポイントログ等の集計について委託する。また、現行のシステム管理、メンテナンス、ポイントログ等の集計、窓口業務を委託する。 (4) 指定管理 現行の窓口業務を指定管理者に業務委託する。

(仮称) 新宿環境アクションポイントアプリシステムの開発等について (No.19)

	3 対象者 (1) 令和5年12月末時点の累計参加者数 3,980人(うち、令和5年度新規登録者数175人) (2) 令和6年度推定新規登録者数 280人
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

(仮称) 新宿環境アクションポイントアプリシステムに係る個人情報の流れ



ふるさと納税管理業務の委託について（委託内容の変更）（No.20）

事業名	ふるさと納税管理業務
担当課	総務課
区 分	業務委託
目 的	ふるさと納税の返礼品の企画・開発、返礼品の在庫・配送状況の管理、寄附者への対応等の一連の業務を円滑に行うため。
対象者	新宿区へ寄附した方（返礼品の対象となるのは区外在住者で、区政全般へ寄附した方のみ）
事業内容	1 概要 区では令和5年10月より、区政全般への寄附についてふるさと納税返礼品を導入しており、ふるさと納税ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）で寄附を募ることで、寄附機会の拡大と寄附者の利便性向上を図っている。また、寄附の受入に係る収納事務や証明書発行、ワンストップ特例事務といった管理事務を中間事業者へ業務委託することで、業務の効率化を図っている。 一方、ふるさと新宿区わがまち応援寄附金については、技術的にポータルサイトでの受入ができず、キャッシュレス決済にも対応できていない。また、子ども未来基金等の各種基金への寄附については、ポータルサイト（ふるさとチョイスのみ）に掲載しているが、寄附受入に伴う書類発送等の事務は、職員が行っており相当数の事務負担が発生している。 上記の課題に対応するため、区政全般への寄附だけでなく基金への寄附やふるさと新宿区わがまち応援寄附金への寄附についてもインターネット申込及びキャッシュレス決済に対応する「新宿区ふるさと納税特設サイト」を開設し、当該サイトの管理・運営を、中間事業者へ委託する。 また、基金への寄附について記載するポータルサイトを増やすとともに、ポータルサイト経由の基金への寄附受入に伴う書類発送等の事務についても中間業者に委託する。 2 業務委託の付議内容 ・新宿区ふるさと納税特設サイトの管理、運営 ・新宿区ふるさと納税特設サイト及びポータルサイト経由の基金等への寄附受入に係る書類発送等の事務 3 対象者 約500人
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

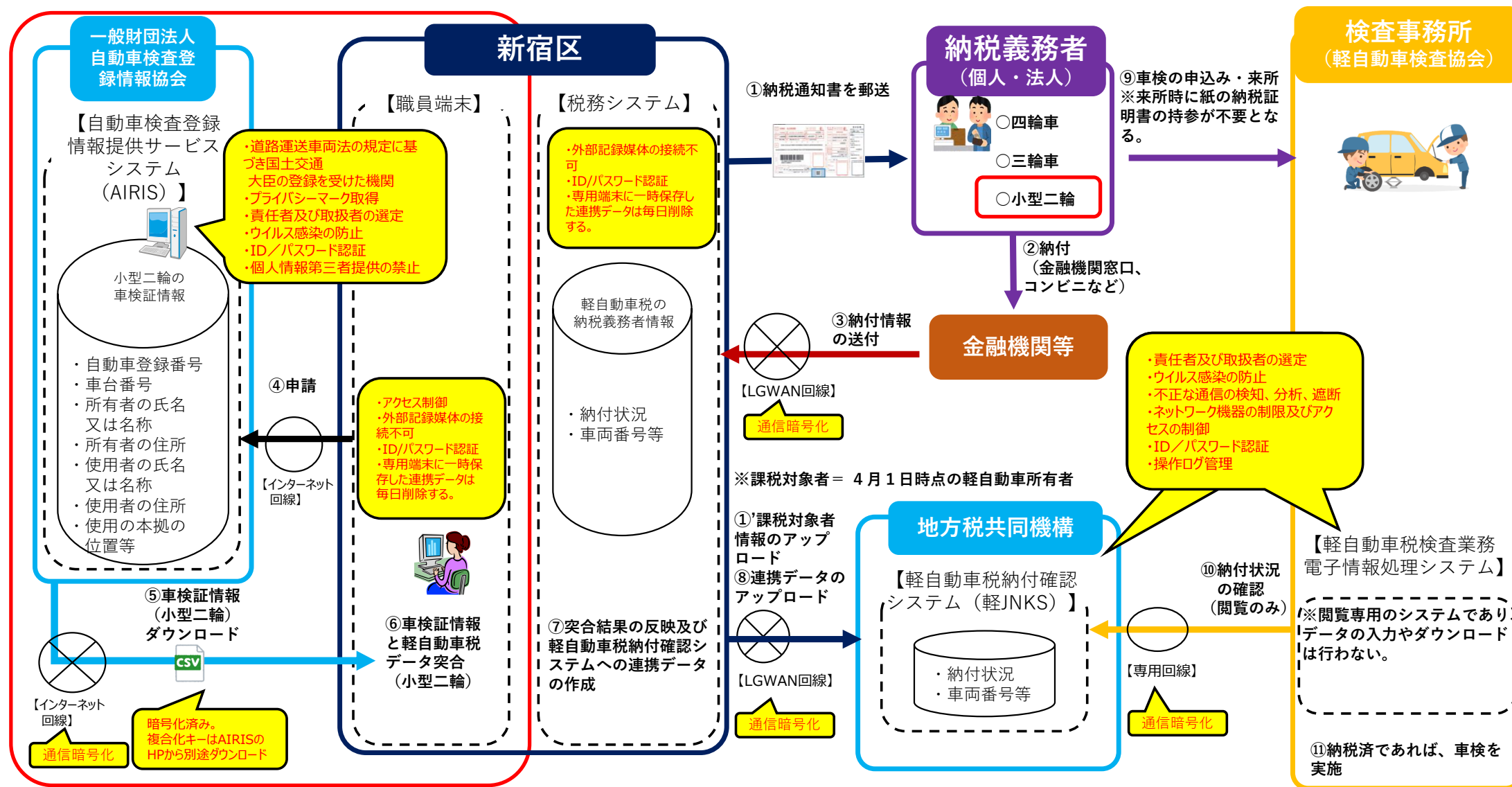
新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係るシステム改修等について（対象要件の変更等）（No.2 1）

事業名	新宿区物価高騰対策臨時給付金（調整給付等）給付事業
担当課	総務課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けることとする。
対象者	<u>以下1～4に該当する者を対象とする。令和6年度非課税化給付、令和6年度均等割のみ課税化給付及び子ども加算の給付については、いずれも基準日を令和6年6月3日とし、基準日時点で新宿区の住民基本台帳に記録されている世帯を対象とする。調整給付については、事務処理基準日（給付額算定等の基準日）を令和6年6月3日とし、令和6年度住民税を新宿区が賦課した者を対象（令和6年度住民税の賦課期日は令和6年1月1日）とする。</u> <u>1 令和6年度非課税化給付</u> <u>令和6年度に、新たに同一世帯に属する全員が令和6年度住民税均等割非課税となった世帯の世帯主</u> <u>2 令和6年度均等割のみ課税化給付</u> <u>令和6年度に、新たに同一世帯に属する全員が住民税均等割のみを課されているか、均等割非課税となった世帯（1を除く）の世帯主</u> <u>3 子ども加算</u> <u>1・2の支給対象世帯のうち、平成18年4月2日以降生まれの子どもがいる世帯の世帯主</u> <u>4 調整給付</u> <u>定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる所得税・住民税の納税義務者</u>
事業内容	1 概要 賃金上昇が物価高に追いついていない区民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度税制改正による定額減税に先立ち、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得世帯に迅速に支援を届けるため、以下のとおり、各対象世帯主へ以下の現金を給付する。 (1) <u>令和6年度非課税化給付</u> <u>100,000円</u> (2) <u>令和6年度均等割のみ課税化給付</u> <u>100,000円</u> (3) 子ども加算 子ども1人あたり50,000円

	<u>(4) 調整給付</u> <u>定額減税可能額が減税前税額を上回ると見込まれる額</u> <u>（１０、０００円未満は切り上げ）</u> ２ 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （１）電算処理 ①区システム（ホストシステム）において、支給対象者データベース、支給判定プログラム及び照会用データ作成プログラムの構築を行う。 ②給付状況を一元管理するための給付管理システムの構築を行う。 （２）外部結合 委託事業者の構築する給付管理システムとの外部結合を行う。 （３）業務委託 ①確認書・案内書の作成、発送、受領及びコールセンター等の業務委託を行う。 ②確認書の印刷及び封入封緘の業務再委託を行う。 ３ 対象者 <table border="0"> <tr> <td><u>(1) 令和６年度非課税化給付</u></td><td><u>約１０、０００世帯</u></td></tr> <tr> <td><u>(2) 令和６年度均等割のみ課税化給付</u></td><td><u>約１、０００世帯</u></td></tr> <tr> <td><u>(3) 子ども加算</u></td><td><u>(1)約７００人</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>(2)約１００人</u></td></tr> <tr> <td><u>(4) 調整給付</u></td><td><u>約３８、０００人</u></td></tr> </table>	<u>(1) 令和６年度非課税化給付</u>	<u>約１０、０００世帯</u>	<u>(2) 令和６年度均等割のみ課税化給付</u>	<u>約１、０００世帯</u>	<u>(3) 子ども加算</u>	<u>(1)約７００人</u>		<u>(2)約１００人</u>	<u>(4) 調整給付</u>	<u>約３８、０００人</u>
<u>(1) 令和６年度非課税化給付</u>	<u>約１０、０００世帯</u>										
<u>(2) 令和６年度均等割のみ課税化給付</u>	<u>約１、０００世帯</u>										
<u>(3) 子ども加算</u>	<u>(1)約７００人</u>										
	<u>(2)約１００人</u>										
<u>(4) 調整給付</u>	<u>約３８、０００人</u>										
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり										

納税証明の電子連携に係る軽自動車税納付確認システムとの外部結合等について（情報項目の追加等）（No.2 2）

事業名	軽自動車税（種別割）納税確認方法のシステム化
担当課	税務課
区 分	電算処理、外部結合
目 的	地方税法及び道路運送車両法等に基づき、地方税共同機構が運営する軽自動車税納付確認システム（以下「軽 JNKS」という。）に、区から納付情報を送信し、継続検査時の納税確認を電子的に行うことにより、納税義務者の利便性向上を図る。
対象者	新宿区で課税する小型二輪、三輪及び四輪車の軽自動車税（種別割）納税義務者（法人を含む）
事業内容	1 概要 現在、三輪及び四輪車の軽自動車税について、区はその納付情報を軽 JNKS に LGWAN 回線経由で送信している。税制改正に伴い、令和 7 年 3 月以降は、小型二輪車についても同様の取扱いとし、その軽自動車税の納付状況を軽 JNKS に登録することとする。 これにより、三輪及び四輪車の軽自動車と同様に、小型二輪車についても継続検査（車検）時に納税証明書の提出が不要になる。 また、小型二輪車の軽自動車税の納付状況を軽 JNKS に登録するにあたって、区の保有している軽自動車税情報の精度を向上させるため、道路運送車両法の規定に基づき登録を受けた機関である一般財団法人自動車検査登録情報協会が運営する自動車検査登録情報提供サービス（以下「AIRIS」という。）との外部結合を行う。 2 電算処理、外部結合の付議内容 （1）電算処理 軽 JNKS の対象に小型二輪の納付情報を追加する。 （2）外部結合 ・区イントラネットと軽 JNKS の外部結合の対象車種を変更し、小型二輪を追加する。 ・区イントラネットと AIRIS の外部結合を開始し、区の保有している軽自動車税情報と AIRIS から取得した車検証情報を突合する。 3 対象者 約 3,200 件（令和 5 年度当初課税件数）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり



※三輪車及び四輪車の車検証情報の突合について別途実施

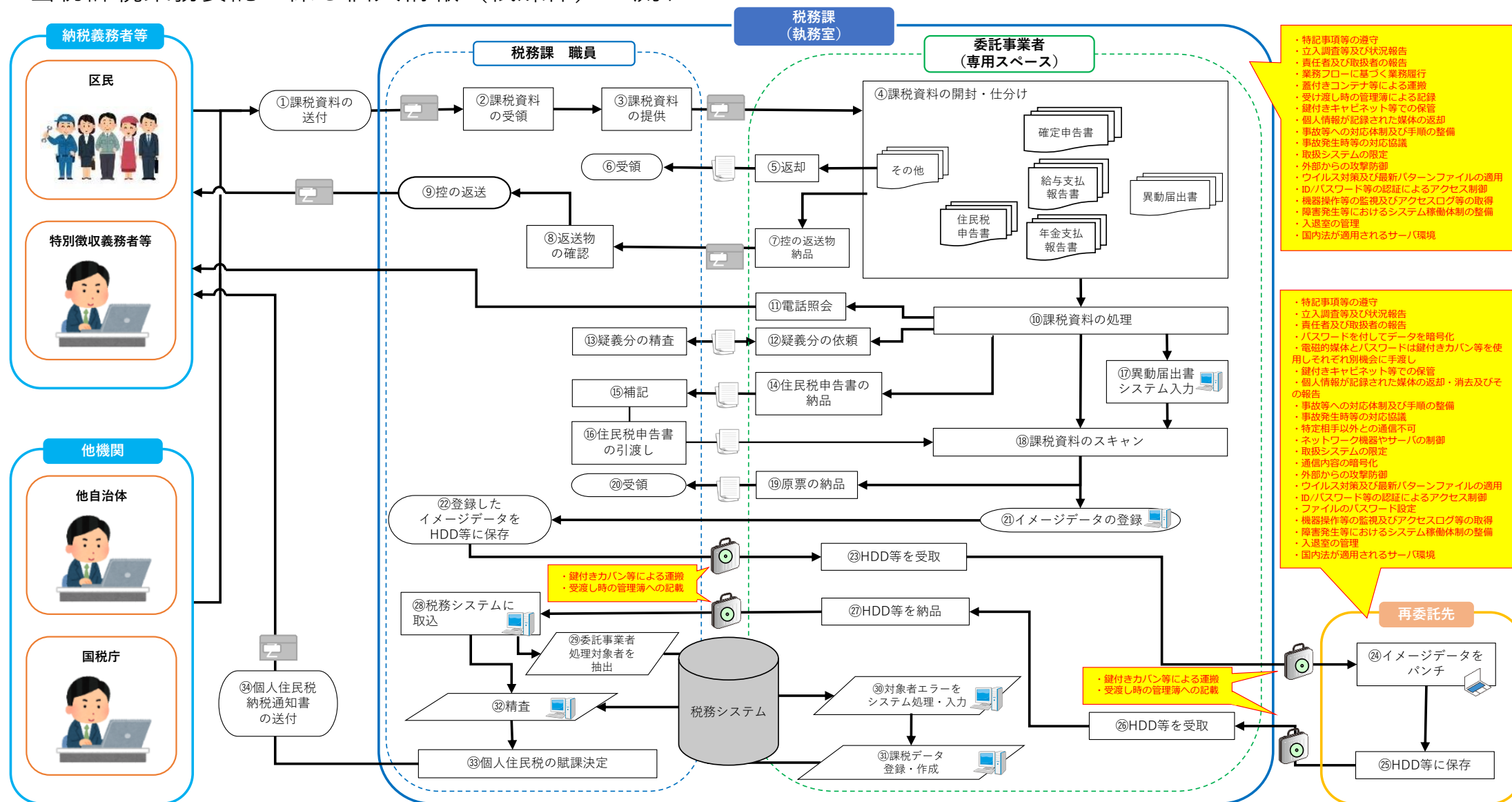
当初課税業務の委託について (No.23)

事業名	当初課税業務委託
担当課	税務課
区 分	業務委託
目 的	当初課税期における特別区民税・都民税課税業務（以下、当初課税業務という。）の一部である課税資料の整理作業等の事務作業を委託することで、常勤職員（以下、職員という。）がより専門性の高い業務に専念できる環境を整備することにより、課税事務の正確性及び効率化を図るとともに区民サービスの更なる向上につなげる。
対象者	賦課期日に新宿区内に住所等を有する者、特別徴収義務者、新宿区に課税資料等が提出された者
事業内容	1 概要 税務課では毎年、当初課税期（1月～5月）には最大15名程度の派遣職員を雇用し、事務量の急激な増に対応しているが、最繁忙期には職員の負担が非常に大きく、令和5年3月から5月には課税部門で延22名が1ヶ月あたり80時間以上の残業をしている。さらに、令和7年1月以降はシステム再整備後に伴い、一層の業務量増大が予想されている。 こうした状況を踏まえ、当初課税業務のうち郵便物の仕分けやパンチ項目の補記等、派遣職員が担ってきた業務に加え、職員が行ってきた業務のうち定型的な入力作業等を外部委託することにより、職員の過度な負担を軽減し、申告内容の審査等、専門性の高い業務に集中できる環境を整備する。 限られた人員で膨大かつ複雑な当初課税業務を短期間に処理し、特別区民税・都民税を賦課決定するとともに更なる区民サービスの向上につなげるために、効率的かつ正確に事務処理を実施できる事業者以下の業務を委託する。 2 業務委託の付議内容 (1) 業務委託 1 郵便物等の仕分け・開封 2 課税資料の内容の確認・精査・補記 3 特別徴収義務者等に対する電話照会 4 システムにおける検索・入力処理 5 課税資料のスキャン・イメージデータ化 6 対象者エラーの処理・入力 7 課税データ登録・作成 (2) 再委託 1 パンチ入力

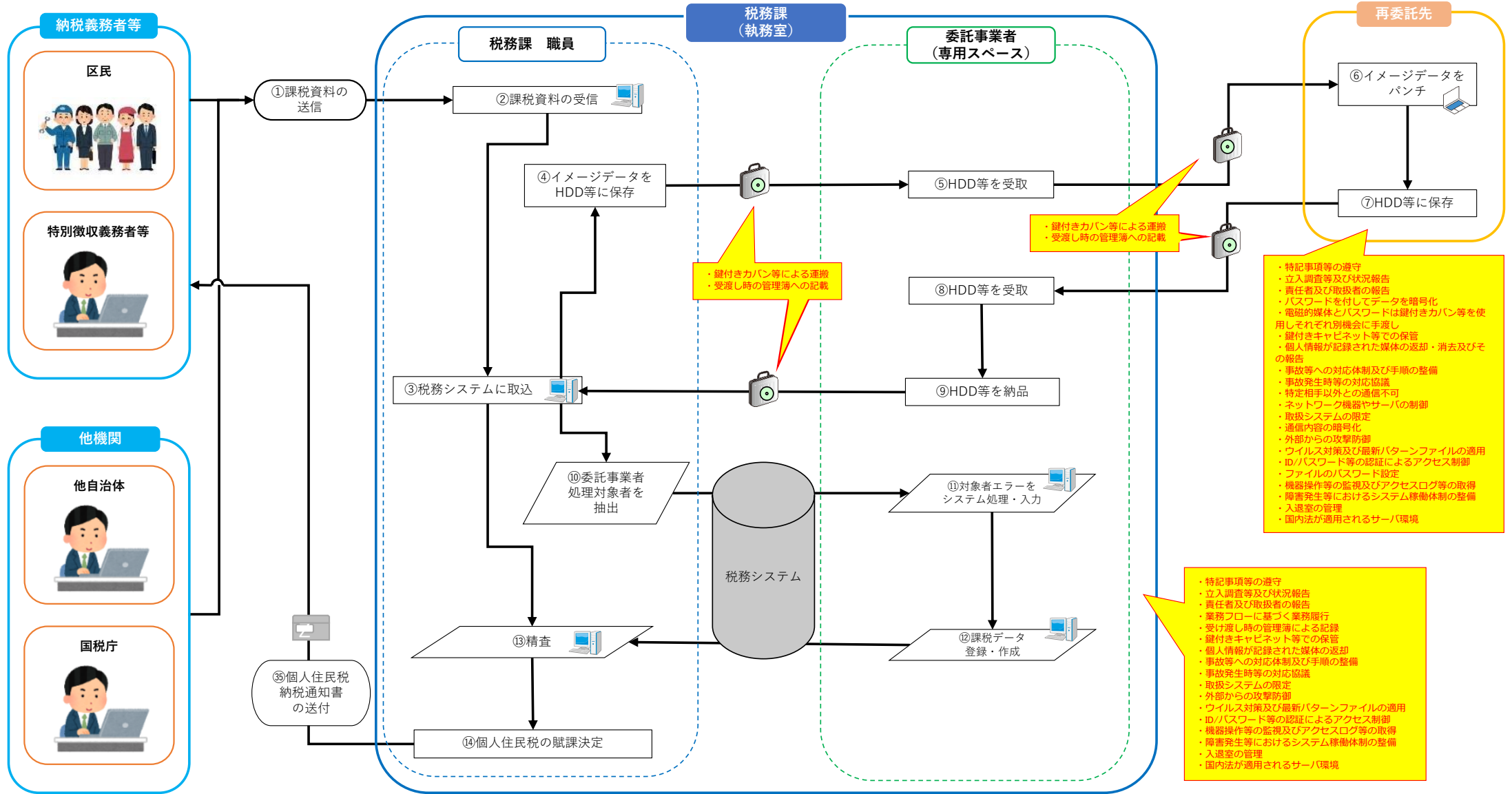
当初課税業務の委託について（No.23）

	3 対象者 賦課期日に新宿区内に住所を有する者 約 35 万人／年度 賦課期日に新宿区内に事業所等を有する者 約 2 千人／年度 特別徴収義務者 約 5 千社／年度
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

当初課税業務委託に係る個人情報（紙媒体）の流れ



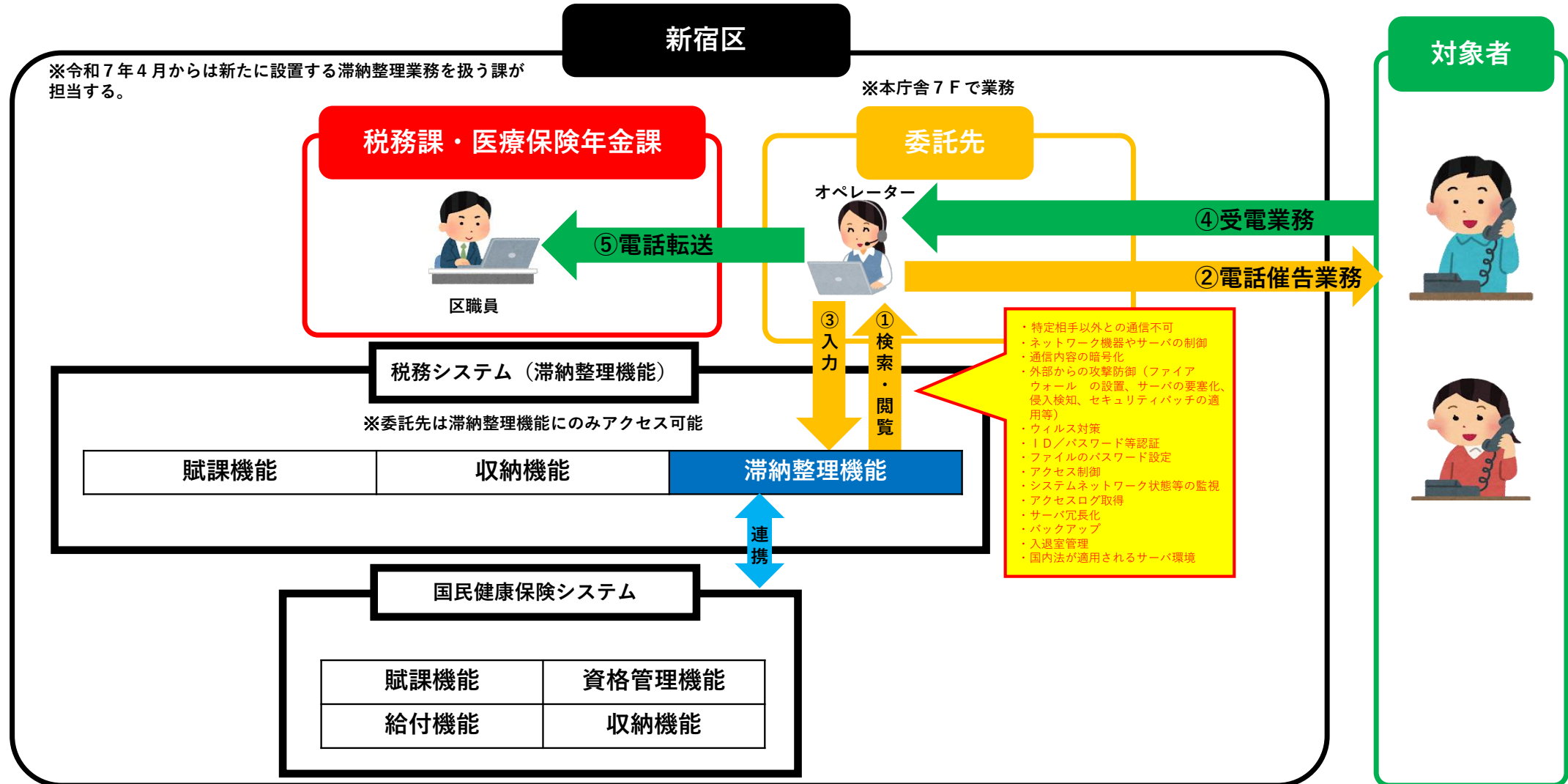
当初課税業務委託に係る個人情報（電磁的媒体）の流れ



(仮称) 催告等事務センター運營業務の委託について (No.24)

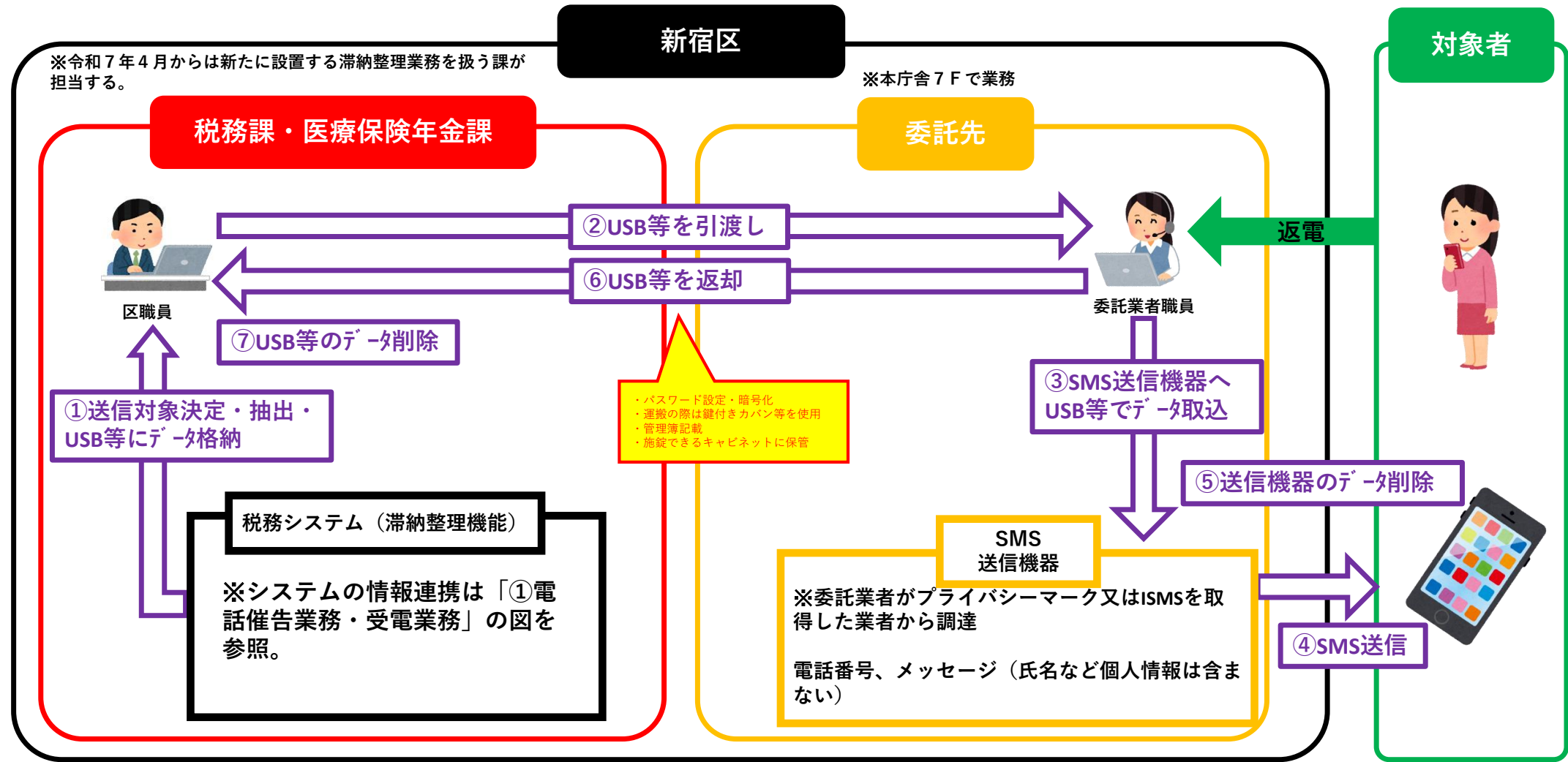
事業名	(仮称) 催告等事務センター運營業務の委託						
担当課	税務課、医療保険年金課						
区 分	業務委託						
目 的	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料の収入率向上及び事務の効率化のため						
対象者	特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者及び国民健康保険料の滞納世帯						
事業内容	1 概要 現在、税務課及び医療保険年金課では、特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税（種別割）の滞納者、国民健康保険料の滞納世帯に対する電話やショートメッセージを活用した納付案内を行う「税・国保料催告センター」を設置し、その運営を委託することで、滞納者・滞納世帯への早期対応による収入率の向上を図っている。同センターを令和6年12月をもって廃止し、これまでの納付案内業務に加え受電業務や内部事務等を行う「(仮称) 催告等事務センター」を新たに設置してその運営を委託し、職員を滞納整理業務に専念させることで、より一層の収入率の向上を図るとともに、事務の効率化を図る。 2 業務委託の付議内容 電話催告業務・ショートメッセージ送信機器の調達及び催告業務・受電業務・内部事務について委託を行う。 3 対象者 <table border="0"> <tr> <td>特別区民税・都民税・森林環境税</td><td>約15,000人</td></tr> <tr> <td>軽自動車税（種別割）</td><td>約1,500人</td></tr> <tr> <td>国民健康保険料</td><td>約29,000世帯</td></tr> </table>	特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人	軽自動車税（種別割）	約1,500人	国民健康保険料	約29,000世帯
特別区民税・都民税・森林環境税	約15,000人						
軽自動車税（種別割）	約1,500人						
国民健康保険料	約29,000世帯						
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり						

(仮称) 催告等事務センターにおける個人情報の流れ
① 電話催告業務・受電業務



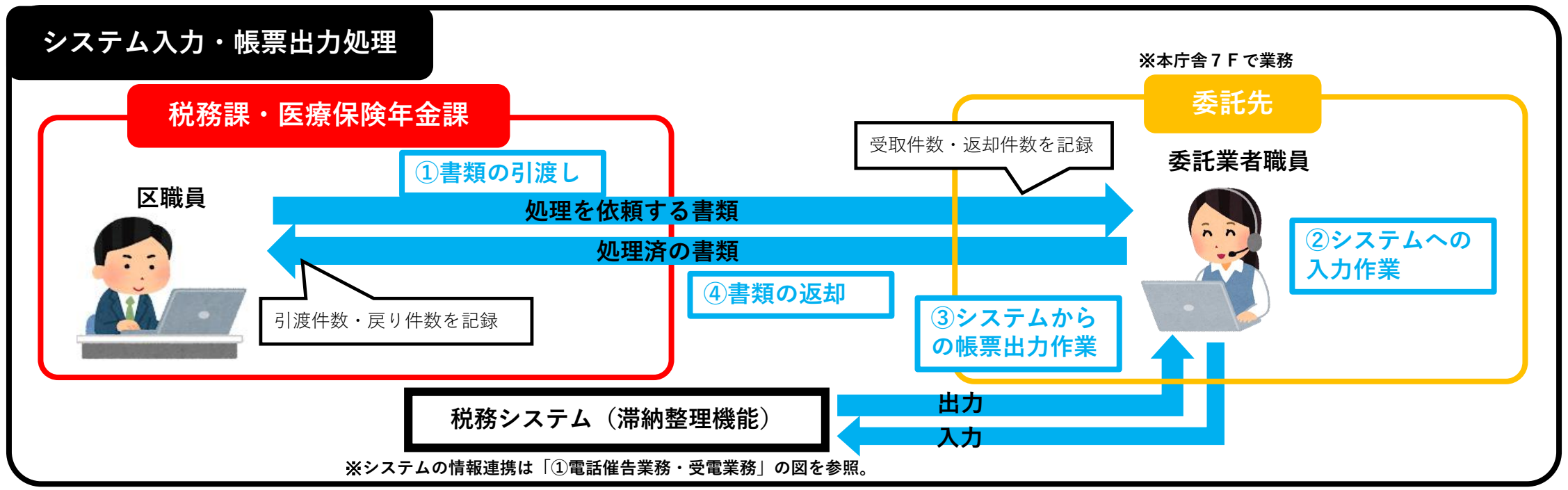
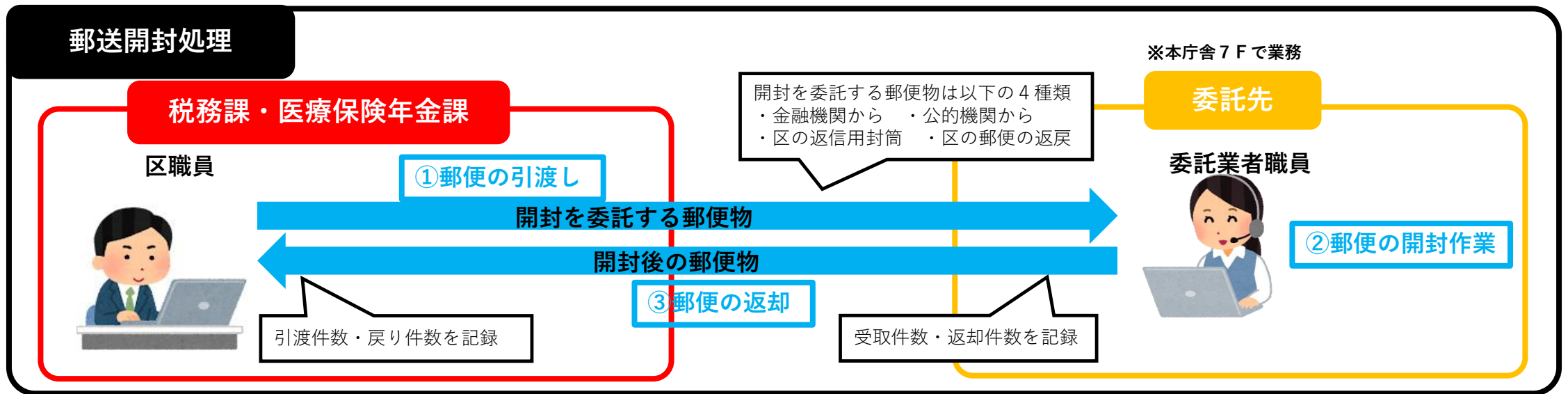
※電話催告業務については、平成22年第8回情報公開・個人情報保護審議会で、税務課・医療保険年金課が実施する旨承認済み

(仮称) 催告等事務センターにおける個人情報の流れ
②SMS催告業務



※SMS催告業務については、税務課・医療保険年金課とも電話催告業務の一環として令和4年から実施済み。

(仮称) 催告等事務センターにおける個人情報の流れ
 ③内部事務

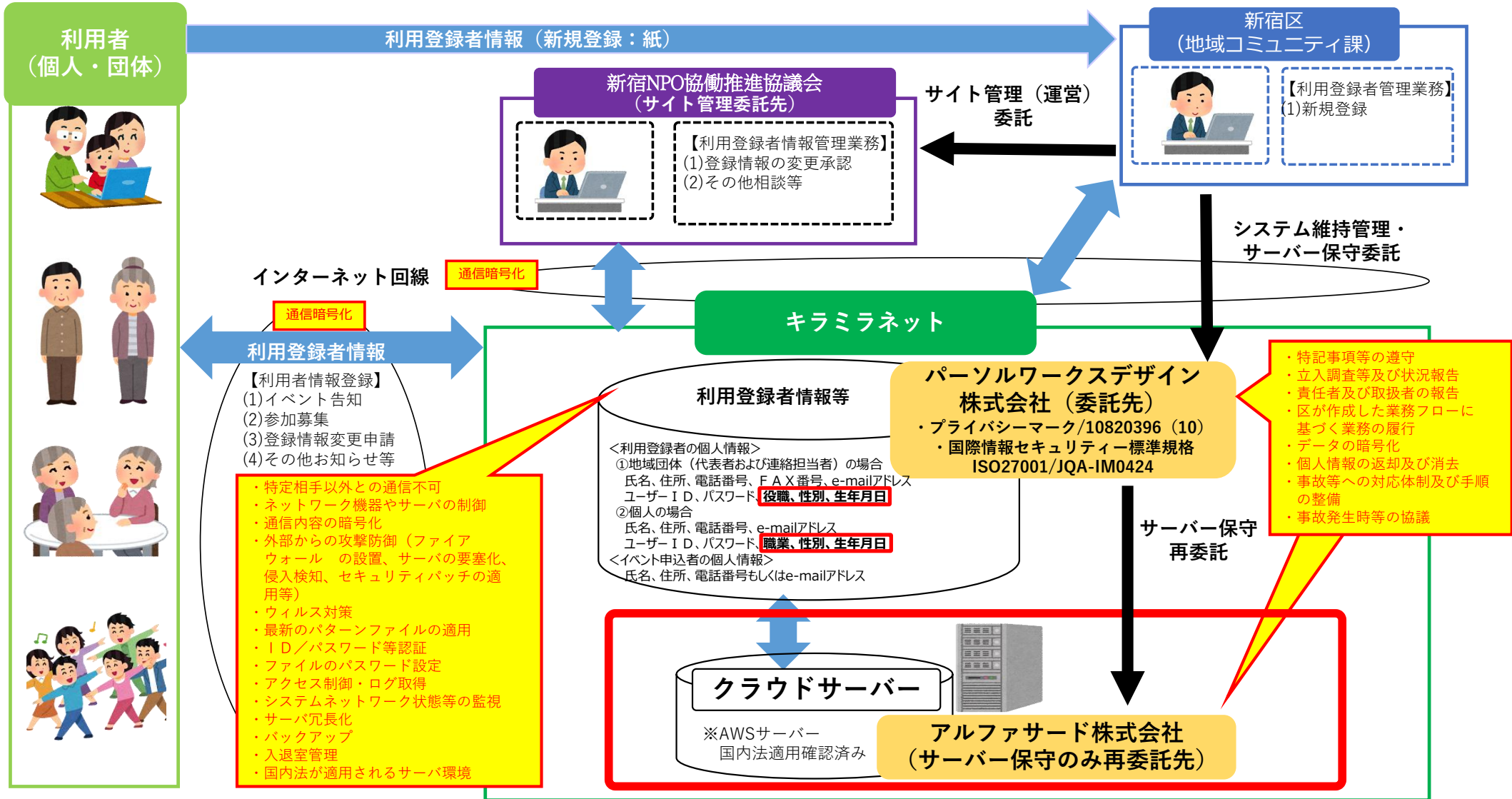


新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」の維持管理委託について（委託内容の変更）
 (No. 25)

事業名	新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」の維持管理委託
担当課	地域コミュニティ課
区 分	業務委託
目 的	区民・NPOなどの地域活動団体及び区における、情報ネットワークづくりを推進し、地域活動の活性化を図るため、双方向からの情報収集・発信が可能なWebサイトを構築する。
対象者	区民・NPOなどの地域団体及び個人
事業内容	1 概要 区では、協働を推進する活動情報インフラとして、平成19年10月より新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」を運営している。（同システムの導入等については、平成19年度第3回情報公開・個人情報保護審議会承認済） 令和6年2月、全体品質向上とセキュリティ強化のため、利用しているパッケージシステムが更新される際、外部サーバー利用のための再委託と利用登録者情報の収集項目に追加が発生することとなった。 2 業務委託の付議内容 (1) 業務委託 パッケージシステムの更新に伴い、新たに収集する利用登録者情報を追加する。 (2) 業務委託（再委託） 全体品質向上とセキュリティ強化のため、サーバー業者にサーバーの管理等につき、再委託を行う。 3 対象者 個人：145人 団体：139団体
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区民活動支援サイト「キラミラネット」システムにおける個人情報の流れ

赤枠の部分が今回の付議事項



町会・自治会への掲示物配送等業務の委託について（No.26）

事業名	町会・自治会への掲示物配送等業務の委託について
担当課	地域コミュニティ課
区 分	業務委託
目 的	町会管理掲示板に掲出を依頼する掲示物を集約し、町会・自治会に配送することにより、町会・自治会の掲出作業等にかかる負担軽減を図る。
対象者	掲示物を配送する町会・自治会
事業内容	1 概要 現在、区設直営掲示板については、すべて地域コミュニティ課で検印し、掲示期間を表示のうえ掲示を行っている。一方、町会管理掲示板については、原則として、区、国、都及び外郭団体が町会・自治会に対し掲示依頼をするものは、事前に地域コミュニティ課へ依頼物を送付することになっているが、ルールが徹底されていないため、町会・自治会から「区及び他の行政機関等からの依頼が多く、掲示作業の負担が大きい」、「行政情報で掲示スペースを占めてしまい、地域情報が掲示できない」等の意見が寄せられるなど、町会・自治会の大きな負担となっている。 これらの課題に対応するため、掲示依頼方法の見直しを行い、区、国、都及び外郭団体が、事前に地域コミュニティ課への報告を行い、掲示物の許可番号及び掲示期間を付与することで、ルールの徹底と依頼件数の縮減を図るとともに、掲示物を地域コミュニティ課が取りまとめ、委託業者により一括して町会・自治会に配送を行うことで負担軽減を図る。 2 業務委託の付議内容 区が提供する配送先リストに基づき、区が指定する配送日に掲示物が町会・自治会に配送されるよう、掲示物の集荷・仕分け・梱包・配送を委託する。 3 対象者 町会・自治会：送付対象197組織（令和6年4月1日時点）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

町会・自治会への掲示物配送等業務委託に係る個人情報の流れ

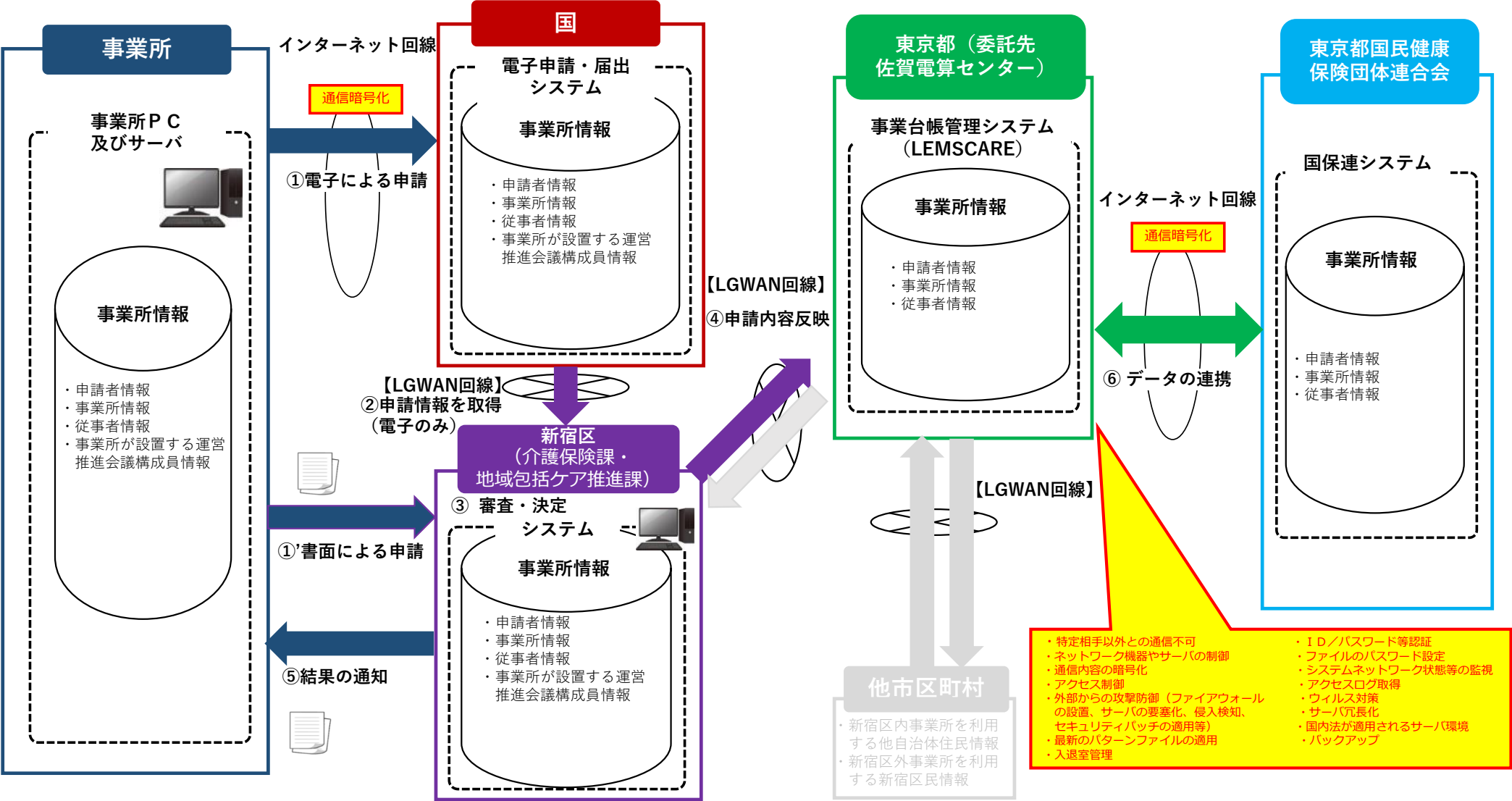


介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入について (No. 27)

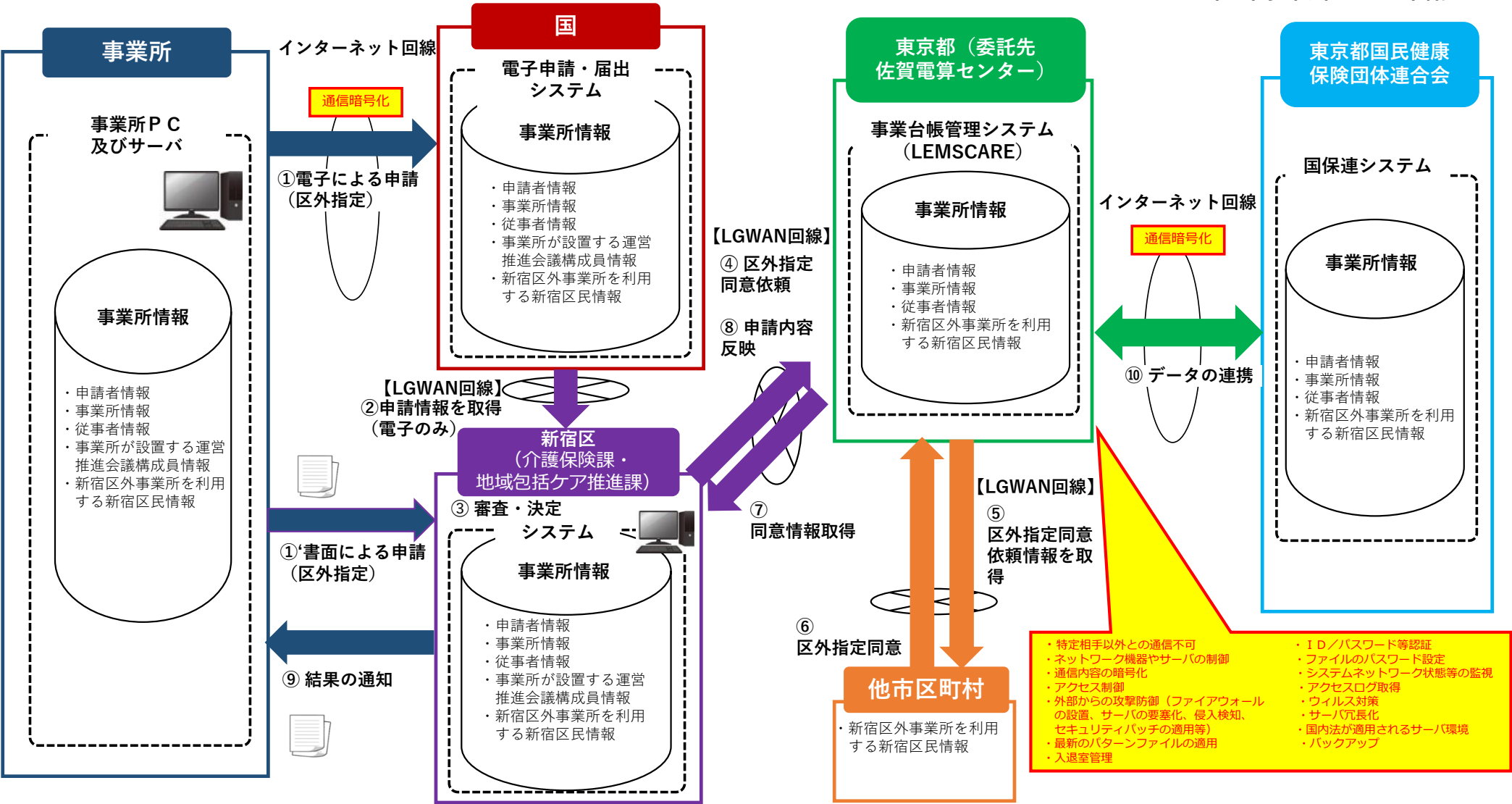
事業名	介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び事業所台帳システムの導入
担当課	介護保険課、地域包括ケア推進課
区 分	外部結合
目 的	介護保険サービス事業所の指定・届出等業務及び事業所情報管理業務を適正に実施するため。
対象者	申請者、介護保険サービス事業所従事者、事業所が設置する運営推進会議構成員、新宿区外事業所を利用する被保険者、新宿区内事業所を利用する他自治体被保険者
事業内容	1 概要 区では、介護保険サービスのうち、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防支援及び介護予防・生活支援サービス事業に係る事業所指定を実施している。 現在、新宿区が指定する様式を用いて、郵送・持参等により申請、届出の受付を行っているが、国が提供する電子申請・届出システムを利用して、電子による申請、届出等を行えるよう整備する。 また、指定事業所情報について、区から都へ文書により通達しているが、事務効率化のため、都が委託し、他自治体も共通利用している、クラウド型事業所台帳管理システム（以下 LEMSCARE という。）を導入し、情報連携を行えるよう整備する。 他自治体との連携においては、新宿区被保険者が区外に所在する事業所を利用する場合、または新宿区外自治体被保険者が新宿区内事業所を利用する場合の同意依頼および情報連携を行えるように整備する。 2 外部結合の付議内容 ① 電子申請・届出システム（国） 国が管理するシステムに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。 ② LEMSCARE（都） 東京都が管理するサーバに LGWAN 回線を用いて接続し、ウェブブラウザによりシステムを使用する。 3 対象者 指定事業所数：366 所（令和6年3月1日現在） ※1事業所あたり、概ね1～10人程度の情報を扱う
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び
事業所台帳システムの導入に係る個人情報の流れ

区内事業所からの申請

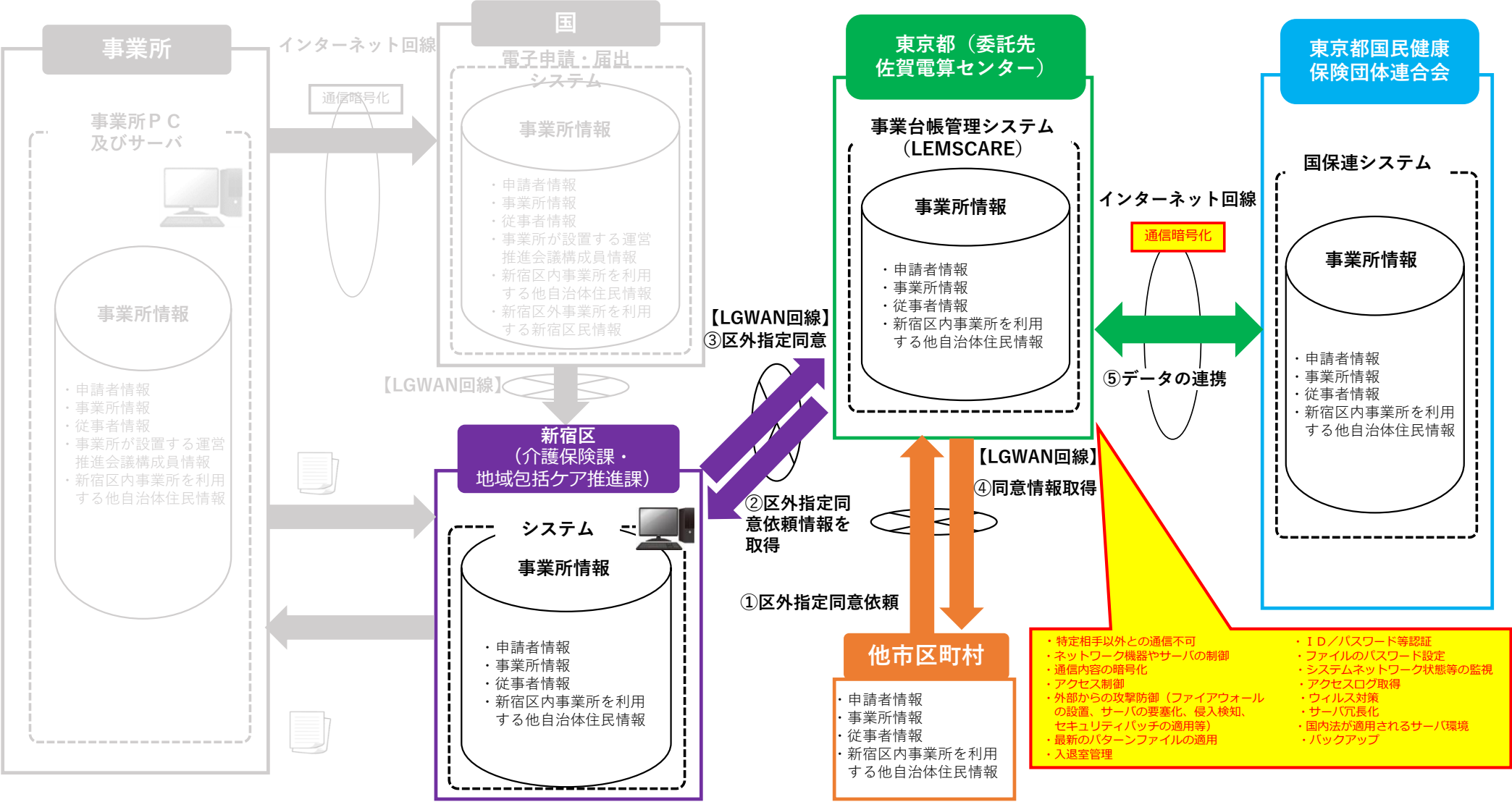


介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び
事業所台帳システムの導入に係る個人情報の流れ



介護事業者情報に係る電子申請・届出システム及び
事業所台帳システムの導入に係る個人情報の流れ

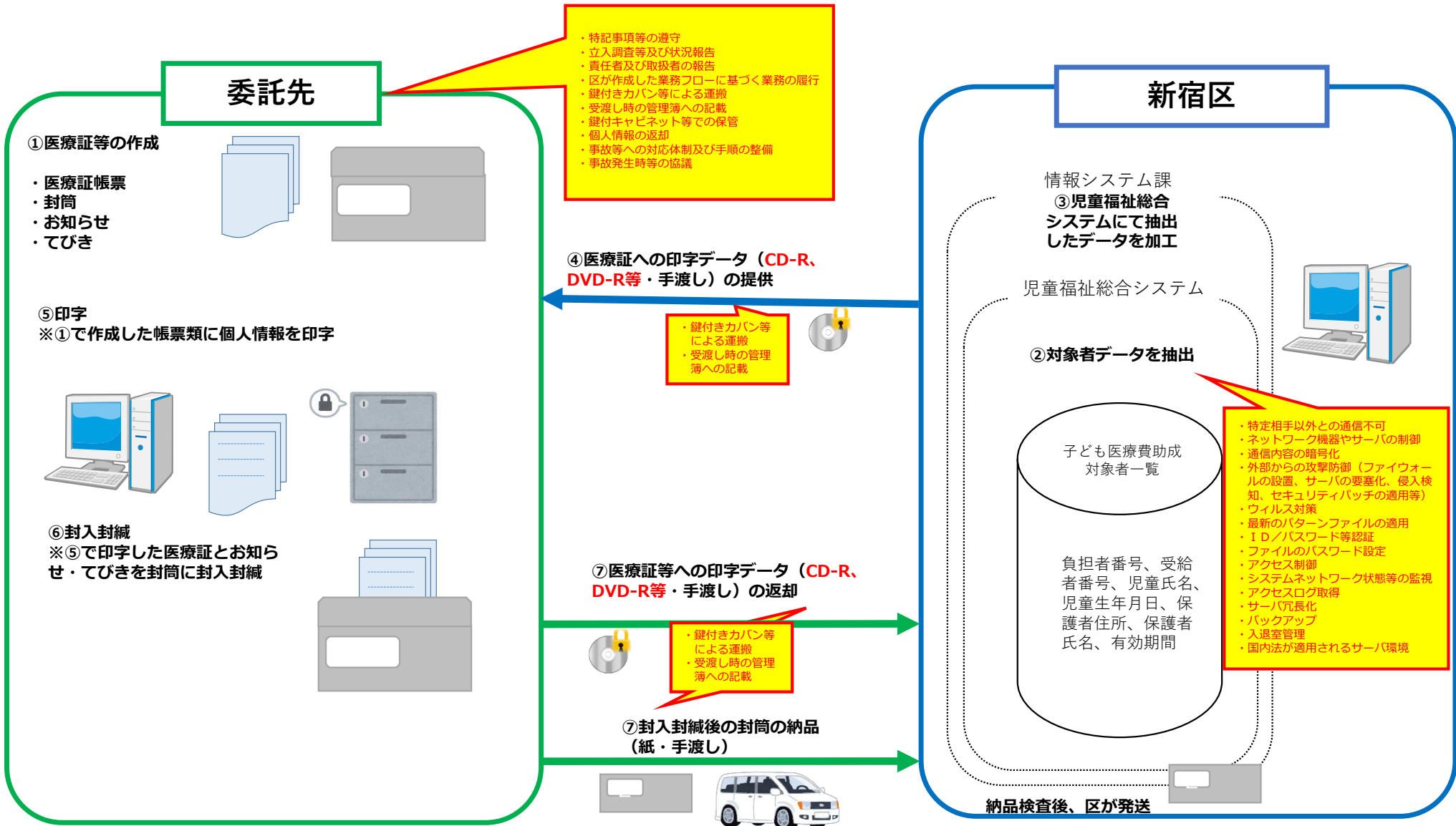
他市区町村からの依頼



子ども医療費助成制度に係る乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務の委託について（No.28）

事業名	乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務の委託について
担当課	子ども家庭課
区 分	業務委託
目 的	乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務を委託することで業務の継続及び効率化を図る。
対象者	子ども医療費助成制度に係る保護者及びその子ども
事業内容	1 概要 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで子どもを養育している者に対し、その子どもに係る医療費の一部を助成することで、子どもの保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とし、乳幼児・子ども・高校生等医療証を交付している。 従来は情報システム課の高速プリンタにて医療証の印字を行っていたが、令和7年にホストコンピュータが廃止となり、外部業者に委託し印字を行うこととなる。外部業者に印字を委託する場合は、バーコード印刷することで自動封入封緘システムが利用でき、経費削減及び事務の効率化が図られる。そこでホストコンピュータ廃止に先立ち、令和6年度から外部業者に印字及び封入を一括して委託する。 2 業務委託の付議内容 次の①から③までの業務を委託する。 ① 医療証等の作成、印刷業務【個人情報の取り扱いなし】 ② 医療証等への印字出力処理業務 負担者番号、受給者番号、児童氏名、児童生年月日、保護者住所、保護者氏名、有効期間、郵便番号を医療証へ印字出力する。 ③ 医療証の封入封かん業務、運搬業務 3 対象者 対象者 約21,000件（児童数30,000人）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

乳幼児・子ども・高校生等医療証の印字及び封入封緘業務の委託の印字業務の委託に係る個人情報の流れについて



児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について（No.29）

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
区 分	外部提供
目 的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	警視庁、新宿区教育委員会
事業内容	1 概要 ・警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報 を適正に管理し、個人情報保護を図るために必要な事項を定めた。 ・新宿区立小学校、中学校及び養護学校を対象に、学校から警察への連絡事案については外部提供にあたることから、その記録の作成及び報告を実施していることから、その内容について報告する。 ・なお、今回報告するのは、令和5年度における学校から警察への連絡事案のうち、令和5年度第12回個人情報保護管理運営会議において報告しなかったものである。 2 外部提供の付議内容 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供 3 対象者数 3件（令和5年4月1日から令和6年3月31日）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

令和5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

令和6年5月24日
新宿区個人情報保護管理運営会議資料
教育委員会事務局教育指導課

外部提供について(3件)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

No	外部提供を行った理由	外部提供を行った個人の範囲	外部提供に係る保有個人情報の項目	外部提供に利用した保有個人情報の記録の媒体	外部提供の時期	外部提供を受けたものの名称
1	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 (対児童・対教師暴力)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和5年5月24日	新宿警察署
2	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 (家出捜索)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和5年7月26日	四谷警察署 少年係
3	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 (対児童暴力)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、住所、電話番号、年齢、事案の概要	電話	令和5年11月28日	新宿警察署

※令和5年度第12回個人情報保護管理運営会議において報告したものは除く。

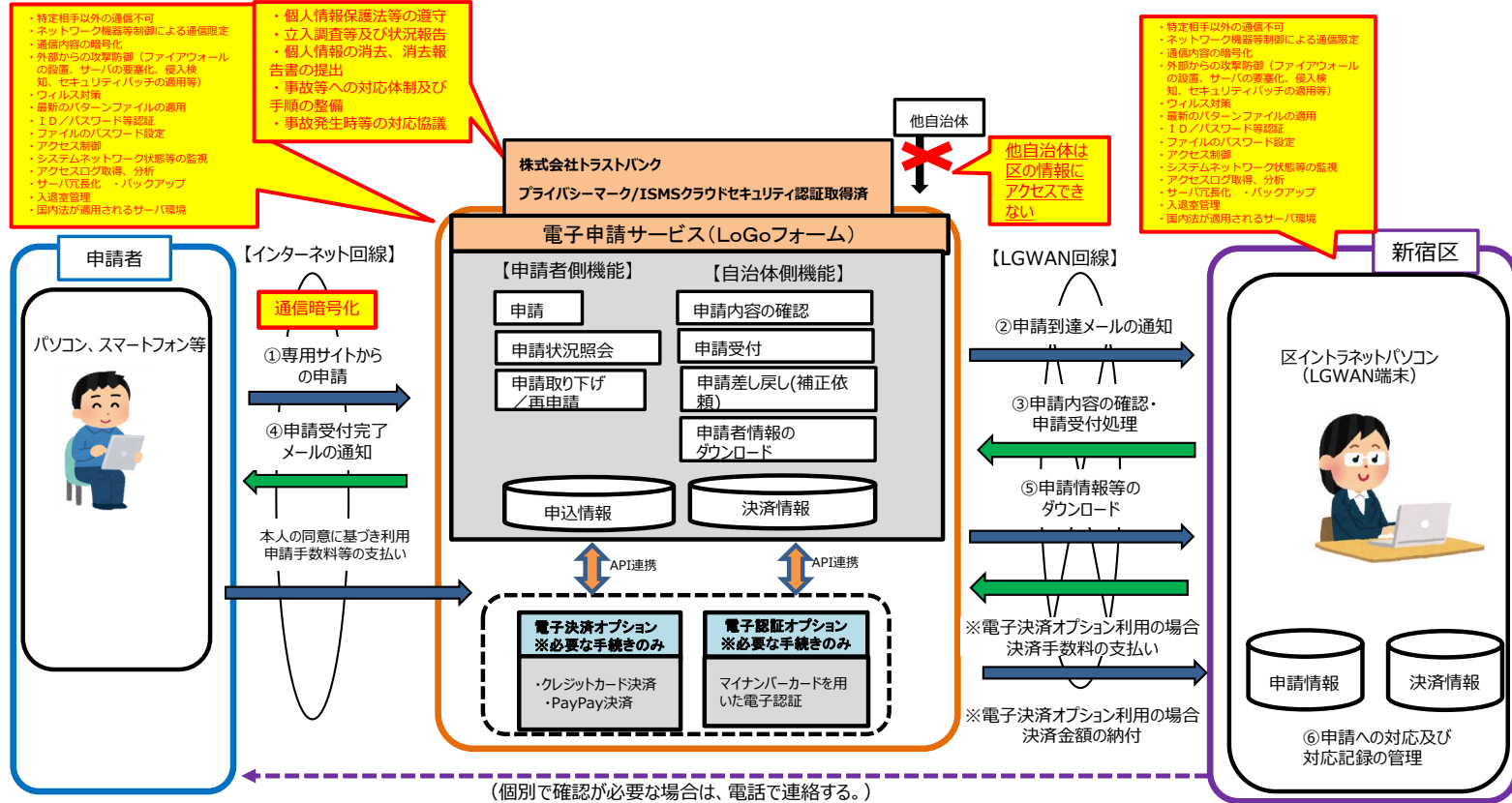
L o G o フォームの利用に係る外部結合について（手続の追加）（No.3 0）

事業名	行政手続のオンライン化等の推進
担当課	区政情報課、情報システム課外3課
区 分	外部結合
目 的	申請者が窓口に来庁することなく、24時間申請手続を可能とするため、行政手続のオンライン化を推進し、区民の利便性向上を図る。
対象者	手続の申請者
事業内容	1 概要 区では、平成16年度から東京都及び都内区市町村で構成される東京電子自治体共同運営協議会が提供する「東京共同電子申請・届出サービス」を活用して、子どもや健康、防災、景観などに関する申請やイベントの申込みなどの手続をオンラインで受け付けてきた。 今後、「東京共同電子申請・届出サービス」が令和6年度末で廃止され、よりサービス利用者にとって申請がしやすく、職員にとっても申請フォームを作成しやすい新たな電子申請サービス（L o G o フォーム）（以下、「L o G o フォーム」という。）が、東京都及び都内区市町村で共同調達・導入されることとなった。（令和6年度第1回個人情報保護管理運営会議承認済） ついては、区の電子申請による行政手続の導入促進等の観点から、下記3点にかかる電子申請のみ付議することとする。 ①単年度手続者が1,000人を超えることが想定される場合 ②オンライン決済機能を活用する場合 ③マイナンバーカードを活用した電子認証機能を活用する場合 2 外部結合の付議内容 東京都及び都内区市町村で共同調達・導入するL o G o フォームに外部結合を行う。 3 対象者 4,500件
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

【追加手続及び情報項目】

No	担当課	手続名（登録業務名）	取扱う個人情報項目	年間申請件数 （概算）
1	税務課	税証明の請求	氏名、フリガナ、証明書の年度の初日が属する年の1月1日の住所、郵便番号、現在の住所、生年月日、電話番号、メールアドレス	約 1000 件
2	子ども家庭支援課	ベビーシッター利用支援事業助成金交付申請	氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、口座情報	約 2000 件
3	保健予防課	HIV・性感染症検査の予約受付	メールアドレス、電話番号	約 1500 件

電子申請サービスに係る個人情報の流れ(住民等から区への申請)



職員の各種健康診断に係る業務の委託について（委託内容の変更）（No.3 1）

事業名	職員の健康管理
担当課	人材育成等担当課、教育調整課
区 分	業務委託
目 的	職員の健康管理のため
対象者	区の職員（常勤、再任用）、都費職員（教員、栄養職員、事務、指導主事）
事業内容	1 概要 区では、労働安全衛生法等に基づき、以下のとおり職員の各種健康診断業務を委託で実施している（平成22年度第6回及び平成30年度第2回情報公開・個人情報保護審議会了承済）。 （1）委託している健康診断の種類 ア 呼吸器系・循環器系等健康診断 イ 消化器系健康診断 ウ 麻しん予防接種 エ 婦人科系健康診断 オ こころの健康診断（ストレスチェック） （2）委託している業務内容 ア 受診票等の作成 イ 受診票等の印刷及び封入封緘 ウ 各種健康診断の実施 エ 結果報告書の作成 オ 結果報告書の印刷及び封入封緘 本件、上記（1）エの婦人科系健康診断について、婦人健康診断票に記載された健診実施日の都合が合わない場合は、各自が電話にて日程変更の連絡を行っていた。しかし、電話の受付時間が平日の午前8時30分～午後5時であることや、時間帯によっては電話が繋がりにくいことから、日程変更の連絡が難しいといった意見が出ていた。 このことから、婦人健康診断票に記載された二次元コードを読み取ることで、ウェブからの日程変更も可能にする。 2 業務委託の付議内容 婦人科系健康診断の日程変更手段に、ウェブによる日程変更手段も追加する。 3 対象者 婦人科系健康診断：区長部局900名、教育委員会210名
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

新宿区

**委託先
(医療法人社団
こころからだの
元氣プラザ)**

**再委託先
(共同印刷株式会社)**

①対象者情報の抽出
対象者情報

②対象者情報データを手渡し(CD-R等)
鍵付きカバン等による運搬
・鍵付きカバン等による運搬
・暗号化したCD-R等を利用し、管理簿に記載

③対象者データの取込み

④受診予約日の調整

⑤対象者データ(受診予約日含む)の送信
【インターネット回線】
通信暗号化
専用ソフトを使用

⑥対象者データ(受診予約日含む)の取込み
再委託先のパソコン

⑦受診票の印刷

⑧受診票の封入封緘

⑨受診票の手渡し(紙)
鍵付きカバン等による運搬

⑩対象者(職員個人)への受診票の配布
【対象者(職員個人)】

**⑪指定された健診実施日を変更したい場合
・電話またはウェブから日程変更**

⑫日程変更の確認

⑬受診

⑭婦人科系健康診断の実施

⑮個人結果報告書の作成

⑯個人結果報告書の印刷

⑰個人結果報告書データの取込み
再委託先のパソコン

⑱個人結果報告書の封入封緘

⑲個人結果報告書の郵送

⑳個人結果報告書の配布

Callout 1 (委託先):
・特記事項等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・責任者及び取扱者の報告
・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
・データの暗号化
・個人情報等の返却及び消去
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の協議

Callout 2 (再委託先):
・特記事項等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・責任者及び取扱者の報告
・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
・データの暗号化
・個人情報等の返却及び消去
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の協議

Callout 3 (インターネット回線):
・特定相手以外との通信不可
・ネットワーク機器やサーバの制御
・通信内容の暗号化
・外部からの攻撃防御(ファイアウォールの設置、サーバの更新化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等)
・ウイルス対策
・最新のバージョンファイルの適用
・ID/パスワード等認証
・ファイルのパスワード設定
・アクセス制御
・システムネットワーク状態等の監視
・アクセスログ取得
・サーバ冗長化
・バックアップ
・入退室管理
・国内法が適用されるサーバ環境

Callout 4 (再委託先):
・特記事項等の遵守
・立入調査等及び状況報告
・責任者及び取扱者の報告
・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
・データの暗号化
・個人情報等の返却及び消去
・事故等への対応体制及び手順の整備
・事故発生時等の協議

携帯トイレ等の全世帯配布事業に係る業務の委託について（No.3 2）

事業名	携帯トイレ等の全世帯配布事業
担当課	危機管理課
区 分	業務委託
目 的	区では、大地震発生時に、可能な限り住み慣れた自宅での在宅避難を推進しているが、能登半島地震ではトイレが使用できない状況が続くなどの事例もあり、日ごろからの備えの重要性が高まっている。 在宅避難においては、自宅での生活が継続できるよう、食料や水、トイレ等の確保とともに、家具類の転倒防止対策が必要であることから、携帯トイレや食料のサンプルと防災用品のあっせんや家具転倒防止取付け事業案内チラシ等を配布することで、災害時における在宅避難の対策を促し、区民の防災意識の向上を目的とする。
対象者	(1) 令和6年7月1日時点で新宿区の住民基本台帳に記録されている世帯主 (2) 令和6年7月2日から12月31日までに区内に転入した世帯主
事業内容	1 概要 在宅避難においては、自宅での生活が継続できるよう、食料や水、トイレ等の確保とともに、家具類の転倒防止対策が重要となるが、区ですべてを支援する事は困難であることから、以下の内容物を区内全世帯へ配布し、在宅避難の備えについて啓発等を行う。 〈内容物〉 ・携帯トイレ4個・アルファ化米おにぎり2食・防災用品あっせんパンフレット ・防災ハンドブック・家具転倒防止器具取付け事業のチラシ 2 業務委託の付議内容 携帯トイレ等の配布物について、封入封緘・発送業務等の業務委託を行う。 3 対象者 配布対象者 約230,000人 配布期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

携帯トイレ等の全世帯配布事業に係る個人情報の流れ

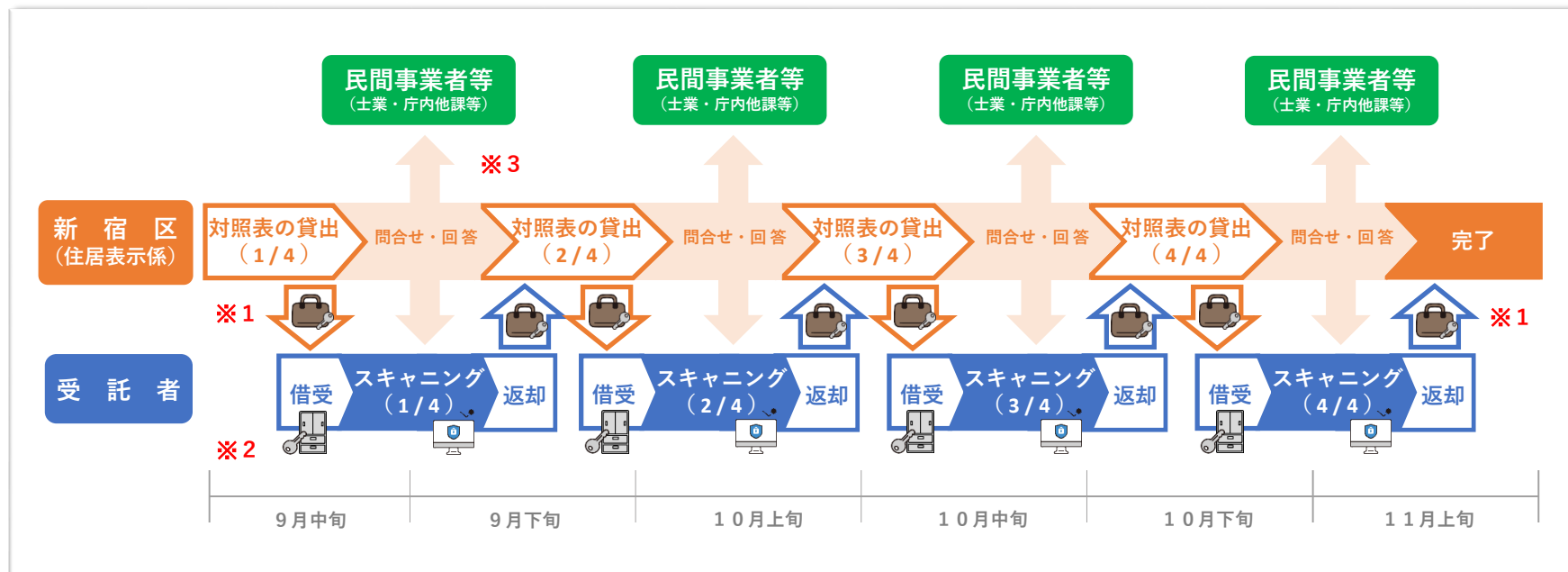


住居表示旧新・新旧対照表の電子データ化に係る業務の委託について（No.33）

事業名	住居表示旧新・新旧対照表の電子データ化
担当課	地域コミュニティ課
区 分	業務委託
目 的	住居表示旧新・新旧対照表の安定した保管と効率的な運用に資するため。
対象者	住居表示旧新・新旧対照表に記載のある個人
事業内容	1 概要 「住居表示旧新・新旧対照表（以下、「対照表」という）」は、昭和 40 年に西落合地域で住居表示が実施されて以降、住居表示実施毎に作成し、住居表示実施前後の個人等の住所を確認する事務で利用している。 霞ヶ丘町（平成 15 年 9 月 29 日実施）以前の対照表については、電子データがなく、紙のみで管理している。西落合一丁目（他 9 丁町。昭和 40 年 8 月 1 日実施）の対照表など、利用開始から 50 年以上経過している対照表が多く、劣化が進み、印字が消えかかっており、消失した場合に業務に支障が生じる。安定した保管の観点から、対照表を電子データ化することで安定的な保管に資する。 また、紙の台帳であったため、1 名しか閲覧できなかった対照表を、特別出張所・住民記録係との共有フォルダに電子データを置くことで、複数の部署の複数の職員が同時に閲覧できるようになり事務の効率が向上する他、個人情報の除いた電子データを区ホームページに公開することで、民間事業者からの問い合わせが減少し、問い合わせ元と住居表示係双方の事務が効率化できる。 2 業務委託の付議内容 昭和 40 年 8 月 1 日から平成 15 年 9 月 29 日実施分の対照表（全 36 冊。9,705 頁）の電子データ化について、業務委託を行う。 3 対象者 想定対象者数 362,823 名 昭和 40 年 8 月 1 日から平成 15 年 9 月 29 日住居表示実施分までの各住居表示実施地域に居住していた実施当時の住民（全 36 冊。9,705 頁×行数。法人等事業所を含む）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

個人情報（対照表）の流れ

別紙 1



※1 対照表の貸出・返却における個人情報保護対策

- ① 対照表の貸出しは原則として4回に分けて行い、日程について業務履行計画を策定する。
- ② 貸出・返却時には履歴が追跡できる様、種別・数量・取扱者等を記した確認票を作成し、取り交わす。
- ③ 対照表の移送には鍵付きカバン等を使用する。

※2 スキャニング作業における個人情報保護対策

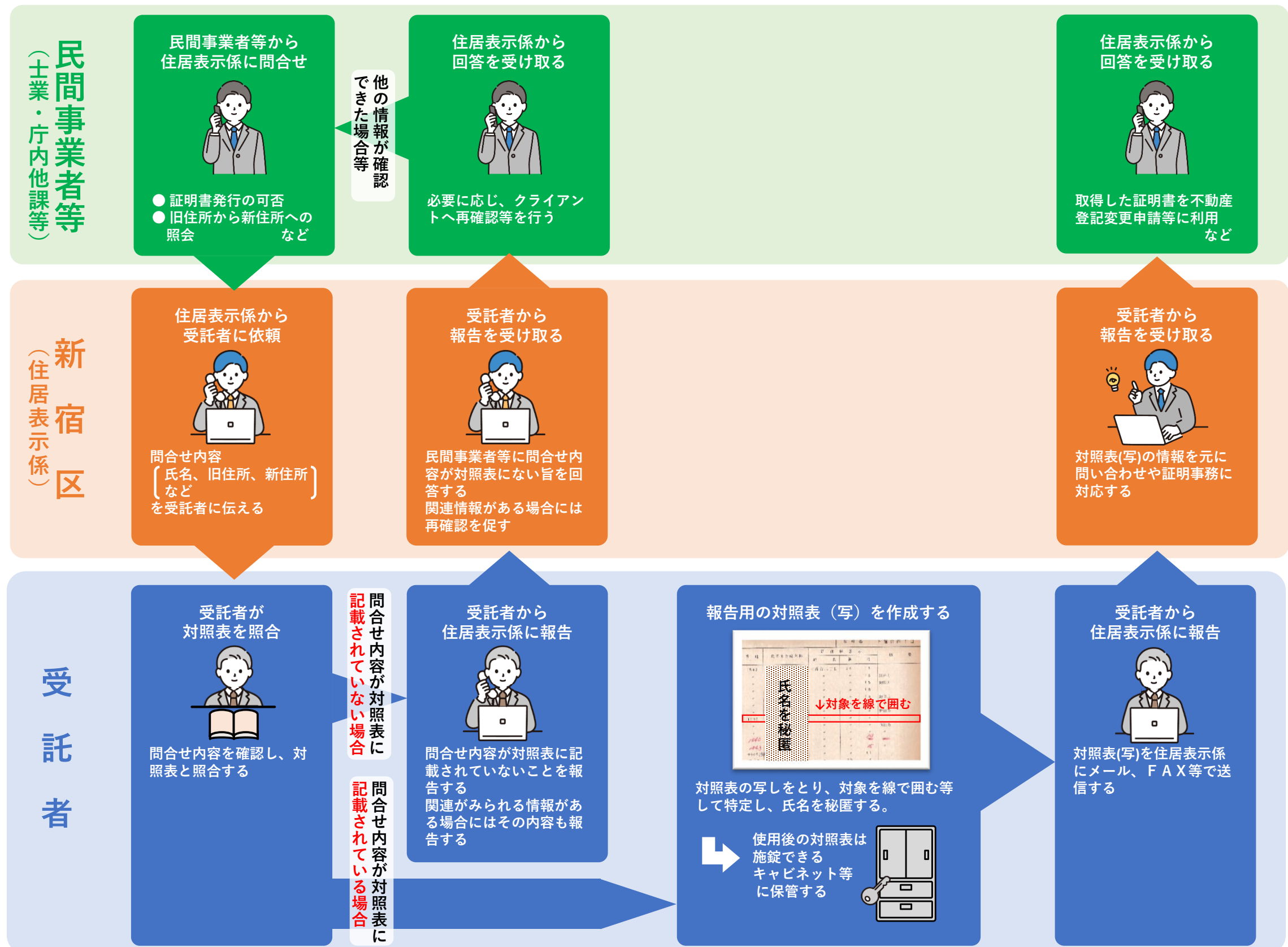
- ① 対照表は、電子化作業時間外は施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させ、作業の開始時・終了時に冊数・頁数を確認させる。
- ② 作業用PC等に接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせ、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせる。
- ③ 業務履行後、個人情報記録された電磁的媒体等は返却・消去させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。

※3 対照表貸出時の問合せ対応（ピッキング）業務について

対照表の貸出時に民間事業者等から問合せがあった場合には、住居表示係から受託者へ問合せ、ピッキングを行わせる。
『対照表貸出時の問合せ対応（ピッキング）業務の流れ』については別紙2のとおり。

対照表貸出時の問合せ対応（ピックアップ）業務の流れ

別紙 2



住民基本台帳法等の改正に伴う戸籍の附票記載事項の送受信に係る戸籍情報システム等の外部結合等について（情報項目及び結合先の追加）（No.3 4）

事業名	住民基本台帳、戸籍の附票
担当課	戸籍住民課
区 分	電算処理、外部結合、業務委託
目 的	令和元年5月31日に住民基本台帳法及びデジタル手続法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年5月27日に施行されることから、新たに以下の通知について住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を経由し送受信を行い処理することとなった。 （1）住民基本台帳法第9条第2項に基づく住民票記載事項通知 （2）住民基本台帳法第19条第2項に基づく本籍照合通知 （3）住民基本台帳法第19条第3項に基づく本籍転属通知 改正法に基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、必要な外部結合、システム改修及び業務委託を行う。
対象者	新宿区に住民登録を有する者（日本人住民）及び戸籍の附票を有する者（戸籍を有する者） 新宿区に戸籍の届出をした者
事業内容	1 概要 区では、平成24年7月から、法令に基づき、戸籍の附票記載事項通知の送受信について、住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線により、他の市区町村との外部結合を行っている（平成24年度第4回本審議会了承済）。 この度、令和元年5月31日に住民基本台帳法及びデジタル手続法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年5月27日に施行されることから、新たに以下の通知について住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を経由し送受信を行い処理することとなった。 （1）住民基本台帳法第9条第2項に基づく住民票記載事項通知 （2）住民基本台帳法第19条第2項に基づく本籍照合通知 （3）住民基本台帳法第19条第3項に基づく本籍転属通知 2 電算処理、外部結合、業務委託の付議内容 （1）電算処理 上記、1（1）、（2）及び（3）の通知の追加に対応するため、既存の戸籍情報システムを改修する。 （2）外部結合 住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線により、既に外部結合を行っている他の市区町村と送受信する通知を追加する。 （3）業務委託 上記（1）の戸籍情報システムの改修業務を開発事業者（富士通 Japan 株式会社）に委託する。 3 対象者 新宿区に住民登録を有する者（日本人住民） 305,627 人（令和6年4月1日現在） 新宿区に本籍を有する者 383,395 人（令和6年3月31日現在） 新宿区に戸籍の届出をした者（件数） 11,138 件（令和5年度実績）
個人情報の流れ及び情報保護対策	別紙のとおり

戸籍の附票記載事項の送受信等に係る個人情報の流れ

※赤色の部分が本運営会議の報告事項

【システム改修】

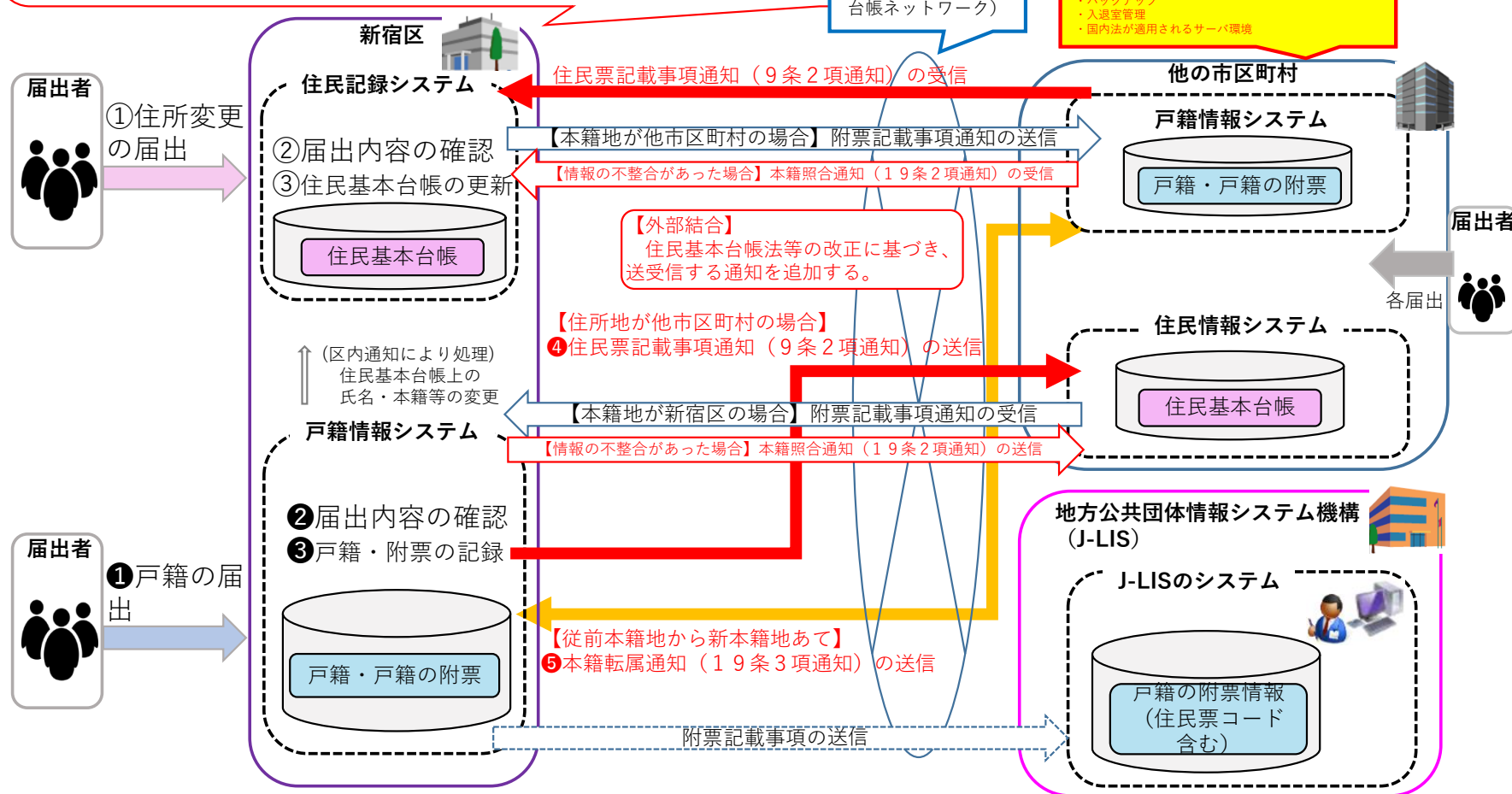
住民基本台帳法等の改正に基づき、既存の戸籍情報システムについて、以下の改修を行う。

- 1 他の市区町村（住民登録地）と送受信する住民票記載事項通知（9条2項通知）に係る機能を追加
- 2 他の市区町村（住民登録地）あて送信する本籍照合通知（19条2項通知）に係る機能を追加
- 3 他の市区町村（本籍地）と送受信する本籍転属通知（19条3項通知）に係る機能を追加

【業務委託】

改修業務を開発事業者（富士通Japan（株））に委託する。

- ・ 特定相手以外の通信不可
- ・ ネットワーク機器やサーバの制御
- ・ 通信内容の暗号化
- ・ 外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの更新、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ ウィルス対策
- ・ 最新のパターンファイルの適用
- ・ 1D/パスワード等認証
- ・ ファイルのパスワード設定
- ・ アクセス制御
- ・ システムネットワーク状態等の監視
- ・ アクセスログ取得
- ・ サーバ冗長化
- ・ バックアップ
- ・ 入退室管理
- ・ 国内法が適用されるサーバ環境



予防接種業務等に係る外部結合等について（情報項目の追加）（No.35）

事業名	予防接種
担当課	保健予防課
区 分	外部結合、業務委託
目 的	区民の健康の保持・増進
対象者	「予防接種法に定める定期予防接種対象者」及び「新宿区で助成している任意予防接種対象者」
事業内容	1 概要 区では、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法等に基づき、対象者へ予防接種を実施している。本事業については、予防接種予診票等の発送件数や接種後の予診票点検数等が多く、事務の効率化を図るため、事業者業務を委託している（平成22年度第6回情報公開個人情報保護審議会、平成29年度第2回情報公開個人情報保護審議会及び令和5年度第10回新宿区個人情報保護管理運営会議において了承済み）。 了承済みの委託内容は、以下①から③のとおり。 ① 予防接種の実施委託（医療機関） ② 予防接種予診票への宛名情報の印字、印字作業後の窓空き封筒への封入封かん作業委託（印刷業者等） ③ 予防接種予診票の点検作業委託（外部業者等） 今般、令和5年度新宿区民間提案制度に係る事業提案を受け、新宿区民間提案制度提案評価委員会で審議した結果、「予防接種事業に関する事務の効率化」に関する提案を採用し、公募型プロポーザルによって、上記の②と③の委託業務については事業者を選定し、令和6年度実施することとなった。 2 外部結合、業務委託の付議内容 （1）外部結合 予診票等の送付について、従来は対象者データを媒体で受け渡していたが、L G W A N経由でも行うことができるよう外部結合し、セキュリティ向上や事務処理の効率化を図る。また、点検集計業務についても、同様にL G W A N経由でも行うことができるよう外部結合する。 （2）業務委託（委託内容の追加） 接種後の予診票類を点検した際、予診票類に不備があった際に事業者から不備の予診票類を実施した医療機関へ返戻させ、集計させる。

予防接種業務等に係る外部結合等について（情報項目の追加）（No.35）

	3 対象者 ・ 予診票等の送付に係るデータ数（予定） 約 15 万件 / 年間 ・ 点検集計返戻等の対象件数（予定） 約 15 万件 / 年間 ※返戻する予診票は毎月 20 ～ 50 件程度
個人情報の 流れ及び情 報保護対策	別紙のとおり

予防接種業務等の委託に係る個人情報の流れについて

※赤色の部分が今回の付議事項

